

令和3年第1回定例会（第3号）

令和3年3月4日（木曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問
日程第 3 議案第 9号 第5次七飯町総合計画の見直しについて
日程第 4 議案第10号 七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
日程第 5 議案第11号 七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
日程第 6 議案第12号 七飯町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 7 議案第13号 七飯町保健福祉在宅サービス条例の一部改正について
日程第 8 議案第14号 七飯町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 9 議案第15号 七飯町介護保険条例の一部改正について
日程第10 議案第16号 七飯町介護保険料率の特例に関する条例の一部改正について
日程第11 議案第17号 七飯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について
日程第12 議案第18号 令和2年度七飯町一般会計補正予算（第11号）
日程第13 議案第19号 令和2年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第14 議案第20号 令和2年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第15 議案第21号 令和2年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第16 議案第22号 令和2年度七飯町水道事業会計補正予算（第5号）
日程第17 議案第23号 令和2年度七飯町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第18 議案第24号 町道路線の認定について
日程第19 議案第25号 令和2年度七飯町一般会計補正予算（第12号）
日程第20 報告第 1号 令和3年度一般社団法人北海道大沼国際交流協会事業計画及び予算の提出について
日程第21 議案第 2号 令和3年度七飯町一般会計予算
日程第22 議案第 3号 令和3年度七飯町国民健康保険特別会計予算
日程第23 議案第 4号 令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算
日程第24 議案第 5号 令和3年度七飯町介護保険特別会計予算
日程第25 議案第 6号 令和3年度七飯町土地造成事業特別会計予算
日程第26 議案第 7号 令和3年度七飯町水道事業会計予算
日程第27 議案第 8号 令和3年度七飯町下水道事業会計予算

○出席議員（18名）

議 長	18番	木 下 敏	副 議 長	17番	青 山 金 助
	1番	横 田 有 一		2番	神 崎 和 枝
	3番	平 松 俊 一		4番	池 田 誠 悦
	5番	田 村 敏 郎		6番	稲 垣 明 美
	7番	畑 中 静 一		8番	長谷川 生 人

9番	上野武彦	10番	坂本繁
11番	澤出明宏	12番	中島勝也
13番	川村主税	14番	中川友規
15番	若山雅行	16番	川上弘一

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町長 中宮安一

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副町長	宮田東	総務部長	釣谷隆士
民生部長	杉原太	経済部長	青山芳弘
総務部総務財政課長	倍楼司	総務部情報防災課長	若山みつる
総務部政策推進課長	中村雄司	総務部税務課長	広部美幸
会計課長	青山栄久雄	民生部住民課長	清野真里
民生部環境生活課長	磯場嘉和	民生部福祉課長	村山徳收
民生部子育て健康支援課長	岩上剛	経済部商工観光課長	福川晃也
経済部農林水産課長	田中正彦	経済部土木課長	佐々木陵二
経済部都市住宅課長	川島篤実	経済部上下水道課長	笠原泰之

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教育長 與田敏樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育次長兼学校教育課長	扇田誠	生涯教育課長	竹内圭介
学校給食センター長	柴田憲	スポーツ振興課長	川崎元

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事務局長 田中正彦

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書記長 倍楼司

○本会議の書記

事務局長	関口順子	書記	妹尾洋兵
書記	佐々木宏美		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

5番	田村敏郎	6番	稲垣明美
----	------	----	------

午前10時00分 開会

開 議 宣 告

○議長（木下 敏） ただいまから、令和3年第1回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

5番 田村 敏 郎 議員

6番 稲垣 明 美 議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

一般質問

○議長（木下 敏） 日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

澤出明宏議員。

○11番（澤出明宏） 11番、澤出です。通告に従い質問させていただきます。

アフターコロナに向けて「七飯町空家等対策計画」の取組とまちづくりに対する考え方について。

緊急事態宣言に伴う国を挙げてのリモートワークへの取組促進は、日本人の働き方に劇的な変化をもたらし始めている。都市部では、雇用者も被用者もその多くがリモートワークへの体制を整え始め、将来的にはコロナ沈静化後もリモートワークへの取組を継続していくことが想定される。令和2年6月発表の内閣府調査によれば、調査回答者の約15%が地方移住に高い関心を示し、東京都在住の20代から30代の回答では、20%から30%が地方移住に関心を持つことが判明している。

これまでの移住政策では、転職・仕事探しが最大のネックとなっていたが、アフターコロナにお

いては、住環境・仕事場所探しがテーマとなっていくだろうと報告されている。他の各省庁の調査においても、今後は空き家に本来の機能を発揮させ、住まい・オフィスとして再生していくことが、まちづくりの中心課題になっていくとの示唆がなされている。

そこで平成31年2月策定の七飯町空家等対策計画に基づき、以下の点を伺いたい。

1、平成28年度の調査以降、行方不明の空き家所有者の調査等の取組状況について。

2、空き家の所有者については、戸籍等との照合により、ある程度の事情が判明するものと思われるが、その後の所有者確定作業の進捗状況について。

3、今後の空き家・空き地バンクの掲載物件数を含めたコンテンツの充実方法について、どのように取り組む予定か。

4、土地の利活用促進のために、建物を解体した更地に対して、住宅用の土地に対する課税優遇を一定期間延長するような町独自の制度創設の可能性について。

5、空き家対策と人口対策である、まち・ひと・しごと創生総合計画とを結びつけて政策を推進していくことが理想的であり、今後のまちづくりの要諦であると考えるが、人口の社会増・交流人口の増加対策について、町長の所見をお伺いしたい。

以上、5点です。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） 1点目についてですが、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、七飯町では空き家等の実態調査を平成28年度に行いました。調査時点で空き家と推定される総数は497戸で、そのうち所有者等の住所が確認された328戸にアンケート調査を行い、64戸が管理不完全の状態がうかがわれる建物として抽出されました。その後、平成31年2月に策定した七飯町空家等対策計画では、周辺地域に悪影響を及ぼす倒壊の危険性がある空き家を重点に所有者等を調査し、令和元年度に4件、令和2年度に1件の除却費補助金を交付しているところでございます。

2点目についてですが、平成28年度に実施したアンケート調査でも空き家になった理由について、住んでいた人が死亡したためが33.1%で最も多く、転居したためが21.9%、相続により取得したが住む人がいないためが11.3%となっており、相続した建物がそのまま空き家となっているケースが多い状況にありました。

通常空き家の所有者は、不動産登記簿などで確認できますが、適正な管理が行われなまま放置されている空き家の多くは、所有者が既に死亡されていて、相続登記がなされていないものや相続放棄がされていたりと、所有者の特定が難しい状況となっております。

以上です。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（川島篤実） 3点目について答弁いたします。

初めに、七飯町の空き家・空き地バンク制度の趣旨としては、町内における空き家及び空き地の有効活用を通して、市街地の空洞化防止、景観及び防犯対策などを図るため平成24年度から実施、空き家等の活用促進を図っている状況にあります。

周知方法については、平成24年度から、広報・町ホームページに掲載しております。

また、平成31年2月に策定した七飯町空家等対策計画のアンケート結果では、町の空き家バンクや制度の認知度については、知らないとの回答が59.1%と多く、制度の周知が今後の課題と考え、平成31年度より広報・町ホームページのほかに関係課と連携し、ななえ空き家・空き地バンクなどについてのPR版を固定資産税納税通知書に同封し、周知拡大に努めているところでございます。

御質問のアフターコロナに向けての今後の空き家・空き地バンク制度の掲載物件等を含めたコンテンツの充実方法の取組になりますが、町としては利活用できる空き家の建物所有者の方々に、1人でも多く空き家・空き地バンク制度を理解していただきながら、空き家掲載物件数を増やし、1軒でも多く空き家を利活用していただけることが結果として、空き家をなくすことになると考えて

おりますので御理解願います。

○議長（木下 敏） 税務課長。

○税務課長（広部美幸） 4点目について御答弁いたします。

土地に対する固定資産税が課税される賦課期日である1月1日において、住宅やアパートなど人が居住するための家屋の敷地として利用されている土地につきましては、200平方メートルまでは小規模住宅用地となり、固定資産税が6分の1に軽減され、200平方メートルを超えた部分は一般住宅用地となり、固定資産税が3分の1に軽減される特例措置があります。

家屋を解体した後は、この軽減がなくなりますが、家屋分の税収が課税されなくなることから、土地分の住宅用地の特例が外れても、トータルで大きく税額が変わる状況ではございません。しかし、近年、空き家を除去した場合、その後数年間は住宅用地特例分の固定資産税を減免するという条例や要綱を策定している自治体が出てきております。七飯町でもそのような制度が必要かどうか、今後、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 5点目についてですが、人口減少が喫緊の大きな課題となっている中、七飯町としてはこれまでも子育て支援のほか、波及効果が大きいと思われる企業誘致、教育及び産業などの施策に取り組んできたところでございます。

また、施策の積み重ねにより人口減少の進行を微減にとどめ、町民総数2万8,000人を維持しており、このことは七飯町まち・ひと・しごと創生総合戦略において検証され、一定の成果として現れていることと認識してございます。今後も引き続き住環境の整備、子育て支援、地場産業の育成及び企業誘致など、波及効果が期待される事務事業に取り組んでまいります。議員のおっしゃるとおり、空き家対策として利用可能な空き家や空き地を受け皿として活用しながら、人口の社会増・交流人口の増加対策に結びつけていくことも重要でございます。

現在、住環境整備の一環として高速ネットワー

ク・光インターネットの整備を進めており、令和3年度末には高度無線環境整備推進事業を活用した光ケーブルの整備により、町内の光インターネット環境の充足率がほぼ100%となります。インターネット環境はリモートワークも含め、アフターコロナのまちづくりを進める上で、強みになると考えておりますので御理解願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 澤出明宏議員。

○11番（澤出明宏） では再質問ということで1問目からまいりたいと思いますけれども、ちょっと質問の趣旨がずれてしまった部分が、こちらの不手際だと思うのですけれども、七飯町の空き家対策の計画というのは、どっちかという特定空き家、いわゆる危険空き家ですね。そのままだと朽廃して、周囲に影響を及ぼすというものを中心にやられたという話ですので、話はちょっとつながりづらくなってしまいますが、ただ、北海道のほうからの指導というか、北海道のほうでも同じそれに対する計画というか、ございまして、そらちの中には一般的な市場性のある住宅についても認定されておりますので、そういった意味でお伺いしていきたいなと思うのですけれども、特定空き家についても一応触れさせていただくとすれば、大沼あたりもそうなのですけれども、計画の中で見ると145件ある中で、危険空き家が三十何件でしたか、あるということで、実際、去年あたりも1件除却された事例を存じ上げておりまして、こちらちょっと知り合いのところだったので、いつ除却されるかなと思いつつ注視していたのですけれども、屋根も落ちていましたから。

そういったところでちょっと小耳に挟んだところでは、所有者の状況というか、誰が所有者かとか、どこに住んでいるかとかというのは非常に分かりづらかったらしいのですね。そういった事例とかありますので、こちらのほうで例えば、この件に関して私その所有者存じ上げておりましたので、そういった身近なところにもそういうソースというか、情報を持っている人もいると思うのですよ。

今、触れてなかったのですが、例えば自治会の

会長さんですとか、民生委員の方々、地区回られて一生懸命頑張っていると思いますし、あるいは議員もそうですよね。地区のことよく分かっているから議員になっていると思うので、そういったところにちょっと聞いてもらおうと、案外と分からない所有者とか、だんだん分かってくるのかなという部分、そういったところもやっていらっしゃるかどうかというところをお聞きしたいのと、あとは、1番、2番含めてで結構なのですけれども、問題は固定資産税というものになるわけで、そうすると、固定資産税というものがかかってくるということになりますよね。所有者が分からないと、なかなか固定資産税について徴収しづらい部分があって、実際、七飯町でもこの空き家の中で何件かはあるのではないかなと思うのですけれども、データでは見られませんので、もし確認できているところがあれば、そちらのほうの件数ですね。これ例えば死亡なさっている場合と、あるいは転居なさって、住基ネットでも分からない場合とかもあると思うのですよ。含めて、今現在把握なさっているそちらのほうの件数が、分かればちょっと教えていただきたいなと。あわせてそちらのほう、1点目、2点目同じで結構でございます。

3点目につきまして、空き家バンクの利活用についてなのですけれども、今回ホームページリニューアルされて、非常に見やすくなったかなと私自身も思っております。従前に比べれば、わりかし温かい感じのホームページになりましたし、ぜひと町民の皆さんがもう1回見ていただければと思うのですけれども、そういった中でちょっと気になったことが、やっぱり物件のPR、こちらのほうに関しましてはちょっと見づらくなっていく、行くまでが結構分かりづらい部分があったりとかしますし、あわせてちょっと提案というか、お考えいただけないかなと思ってお聞きしたいのですけれども、ほかのスーモとか民間のものをみるとより見やすい内容になっていたりとか、ユーチューブ使ったりとか、近辺の状況とか分かるので、例えば東京にお住まいの方が北海道の例えば大沼なんか、私、住んでいますけれども、田舎ですけれども、そういう風景に憧れて移住される

方々とか、そういった方々にとって目で、ビジュアルで見て、動画、今、撮れるようになっていきます。町でもそういうシステムあると思いますので、ちょっとそういうのを貼りつけてみるとか、そういう誘導というか、企業努力ではないですけども、そういう広告に対して努力も図っていたらなと。

そういうところと、あとほかでも関係機関の中で大沼国際コンベンション協会ですとかと、商工会ですとか、そういったところにもホームページがあって、リンクを張っているのですけれども、張っている中で項目として不動産情報とかというのがなくて、べったりリンク張ってホームページ同士でトップページで動いている形になっているので、できれば大沼観光協会の大沼トップなんていう形のもは観光の情報もしているのですけれども、やっぱり住環境とかも大沼に来てくださいという形でアピールするようなことも観光協会としてはやっていくべきことかなと思っていて、含めてもしできるのであれば、大沼トップあたりとか、そういったところも空き家バンクのほうにリンクさせるとか、そういったところちょっと細かいことですが、やっていかれたほうが充実度が上がってくるかなと。

あと、掲載件数も言及なさっていましたから、あまり深くは突っ込みませんが、全体で、物件数の中で空き家が3件、今現在掲載されて、私の見たところではそうだったのですけれども、3件って結構少ないと思うのですよね。ほかのところの町見ても、そんなに多くはないのですけれども、2万8,000人とおっしゃってそれ維持している中で、住宅の件数も1万何千件とありますので、そういった中で見ると3件という空き家の掲載数は少ないかなと。

これについてはレイズって、民間のものもございいますから、そういったところに不動産会社の人が登録なさって、それは企業努力で当たり前のことでありますから、やっていらっしゃって、流通の努力はなさっているのはよく存じ上げております。レイズって分かります。説明したほうがいいかな。不動産流通機構の要はネットワークシステムなのですけれども、それに専属専任媒介と

か、そういった契約の場合に登録しなければならないというのが、不動産屋の場合は、そちら登録するシステムになっていて、それから漏れたものが空き家バンクに多分来ると思うのですよ。流通しづらいとか、不動産屋さんがなかなか魅力を発信できないとか、そういった形になっていると思うのですが、含めてまだまだ掘り起こし件数というのが出てくると思いますので、努力なさるともおっしゃっていただきましたので、ぜひとも掲載件数が少なくとも、増やしていけるようなことを取り組んでいただければなと思っています。そちらのほうもお伺いしたいと思います。

4番目、小規模住宅の優遇措置の延長についてなのですが、こちらについては御説明あったとおり、建物を壊してしまった場合に固定資産税が6倍になると。インターネットなんかでも書いてありまして、そういう課税になって、ただ、建物がなくなる分だけ建物のほうの固定資産税は課税されなくなるとおっしゃいまして、そういう考え方もあるでしょうけれども、もともと古い建物だと固定資産税がほとんどかかっていない場合があるので、一概にそうも言えないかなというのありまして、やっぱり土地を動かすというのはなかなか一大決心が必要なことですし、難しいところではあると思うのですが、そういう税制優遇があるかどうかで、かなり流通志向が変わってくるかなという部分ありまして、なおかつ七飯町の場合、先般のアンケートの中で41%ぐらいの方が、できるなら売却するか貸したいという意向がたしか出ていたと思うのですよね。

そういったこともありますので、なるべくそういうサポートを町のほうでも、ほかの自治体でもいろいろなところでそういう税制措置やっていますので、お考えいただきたいということと、こちらは法律的にできるのかどうかということ、また問題になると思いますので、その辺の確認もできればなと思ひまして、法的にもしのでければ、可能性があるとすればお教えいただければなと思っています。

最後5点目のところですが、まち・ひと・しごと創生総合戦略との兼ね合いの部分ですが、こちらのほうちょっと入り口が空き家

対策ということで、つなぎ方が何か変になっているような感じもあるのですが、なぜこんなことを言うかという、やっぱり七飯町自体のデータ見ると、2万8,000人から何とか維持して、それは皆さん町職員の方々、それから町のいろいろな町内会の役員の方々のいろいろな動きとかで、七飯町に住みたいと思っていらっしゃる方が、ずっと維持していただいているということだと思いますけれども、空き家がこんなような状態になっていくと、流通しないと新規で住宅着工というのは難しかったりとかするので、特にアフターコロナにおいては、都市部から何とかそういう流動人口とかの交流人口を取り込むという中では、空き家をうまく活用して行ってほしいなところありまして、たまたま、まち・ひと・しごと創生総合戦略のコンテンツの中にも空き家対策というのが入っていますので、いろいろな補助金があったりとか、各種そちらの資料ですけれども、例えば移住・定住政策の好事例集ですとか、これネットで取れるわけですが、地方公共団体の空き家対策の取組事例ですとか、いろいろなものを見ると、自治体ごとになかなか工夫をなさって取り込みを図っているのかなというところが見えます。

含めて、私、住んでいる大沼町といたら、また、こっちの話になってしまうのかということになるのですけれども、今現在、大沼町、約2,000人の人口です。10年前が2,400人かな、これ七飯町の縮図かなと思うのです。高齢化も進んできていますし、特に大沼地区だんだん75歳以上とか増えてきてまして、うちの前の家も2件空き家になってしまって、大沼の中心地ですよ。公園通りですけれども、そういった形になってくる中でちょっと気になっていたのが、前回大沼活性化ビジョンというのを1回目の質問のときさせていただいた際に、こういったお答えいただいたのですけれども、七飯町全町平等に全部抜いて政策を推進していくと。

もちろんおっしゃるとおり、それは正しいことだと私も思います。と思いますが、やっぱり地区ごとの属性とかいろいろありまして、アフターコロナにおいては、特に大沼地区疲弊しております。

産業だんだん空洞化しそうになっていますし、店舗は閉鎖しますし、そういった形でお恥ずかしい話で、うちも商売やっていますけれども、はっきり言って商売になっていません。そういった状態が続くと、商店もなくなり、ホテルも撤退しというふうに進んでいく可能性も出てきます。

そういった形の中で考えると、やっぱり全体にやることは大事ですが、政策は戦略があって政策につながっていくものだと思いますので、こういう困窮した状態の地区に関しては、ちょっと変わった取組というか、特化した取組も必要かなと思いますので、よくよく大沼の状況を見ていただいて、各地区大沼だけではないですよ。鶴野とかも人口減っていますし、いろいろなところがありますけれども、全体にマクロで見るよりもミクロで目を捉えていただいて、適宜そういう施策を打っていただければなというふうに考える部分がございますので、含めて質問させていただきました。

例としては、山梨県の富士川町なんていうところはおもしろいことをやっています、中山間部の定住者については25万円の補助金を出すとか、あとは5年間固定資産税を免除するとか、いろいろ規定の制約はあるのですけれども、そういったことを町独自でやっていたらいいようなところもありますし、こういった事例の中に先ほどちょっとお見せした移住・定住政策のほうの事例の中にもいろいろおもしろいというか、興味深い案件が出ていますので、もう御覧になったと思うのですけれども、もう1度御確認いただいて、七飯町の政策の中に何か取り込めることがないか、そういったところも含めてお考えいただければなと思ひまして、その辺のところを含めて御質問いたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） それでは再質問にお答えしてまいりたいと思います。

議員おっしゃるとおり、空き家の所有者を探すのが非常に困難というか、そこが空き家になってしばらくたっていると誰も構わないというか、その近所の人に聞いてもなかなか分からないとい

うことが多くて、大変困っているところでございます。

うちのほうでも、近所の人に聞いたり、それから町内会の人に聞いたりという形で、誰がそのゆかりのある人を知りませんかというような形で聞いて、そこから追っていくような感じで調べているところです。相続人が分かるのですけれども、今度その人たちにお手紙を出しても相続登記までいくまでというのが、また、相続人の中で話がまとまらなると、なかなかそこまでも行かないというのもありまして、結構、時間がかかって解体までいろいろと苦労しているところもあるところです。

そういうふうにならないようにということで、日頃から近所付き合いというわけではないのでしようけれども、町内会の方々とうちのほうもコンタクトをとって、危険な空き家になりそうなところを目をつけておいて、重点的にその辺は、そういうふう到最后にならないようにということでも予防的なものをしていかなければならないのかなと思っているところです。

また、戸数の件でしたけれども、当時の調査のときに64戸ありまして、その後、先ほど言った補助制度を使って5件ぐらい壊れて、また自らも壊してくれたというところもありましたので、令和2年の12月現在で町全体で56件程度という形になっていまして、税のほうとちょっと確認したところ大体半分くらいは所有者は分かっているのですけれども、あと半分はなかなか追っかけていけないというようなところで、まずは周辺に悪影響を及ぼすところから手をつけていきたいなこと、ちょっと時間はかかるのですけれども、何とかそういう空き家・危険空き家の解消に向けて努力していきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（木下 敏） 税務課長。

○税務課長（広部美幸） それでは、4問目の再答弁についてお答えいたします。

家屋につきましては、1戸建ての木造住宅であれば耐用年数が22年でございます、耐用年数が経過した後の家屋は、最終的には新築時の評価

額の20%が据え置きとなり、取り壊すまで評価額は存在しております。

家屋の場合、課税標準額が20万円未満でございますと、免税点未満となり課税されませんが、20万円以上でございますと、住めない状況の空き家であっても課税されることとなっており、その敷地に対しては住宅用地の特例が適用となっております。

家屋を取り壊しますと、家屋分の固定資産税がかからなくなりますが、土地分の住宅用地の特例が外れることとなります。その場合、一気に6倍まで上がるわけではございませんで、評価額の70%を課税標準額とする土地に対する税負担の調整措置が適用されますので、最高でも4.2倍となっております。

その場合、総体的に固定資産税が高くなる方と安くなる方、それぞれの場合がございますので、一概に固定資産税が高くなるとは言えませんが、土地の利活用のために建物を取り壊した更地に対して、一定期間空き家である家屋を取り壊した場合の敷地に対しても町独自で減免できる制度が必要かどうか、他の自治体の状況を参考にしながら検討してみたいと思います。

また、1問目・2問目の固定資産税の納付書に関しまして、ちょっと関連がございましたので、答弁させていただきます。

例年5月上旬に固定資産税の納付書を発送しております、1万5,000件ほどの発送件数のうち、居所不明で200件から300件ほど戻ってまいります。その後、住民票や戸籍調査を行い、新しい住所地や相続人が判明しておりますけれども、相続人がいなかったり、相続放棄などによってどうしても判明しない方がおられます。例年、送付先が判明しないことにより、公示送達という手法で納付書が発送したとみなされる手法をとっている方々が約100件前後あります。この公示送達の件数が空き家となっている方というわけではございませんで、あくまでも固定資産税の納税義務者の件数ということでございます。

近年、所有者が不明な土地や空き家が全国的に増加しております、生活環境面においても様々な問題が生じております。そこで国では、固定資

産税の課税上の問題に対応するために、令和2年度の税制改正において、相続人がいる場合は登記簿上の所有者が死亡し、登記が完了するまでの間、相続人は氏名や住所や必要な事項を申告させることができるというふうになりました。

また、調査を尽くしても固定資産税の所有者が1人も明らかとならない場合は、その場合で使用者がいる場合は、使用者を所有者とみなして固定資産税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとしました。七飯町においても令和2年第1回定例会におきまして、関係する条例の改正を議決いただきました。近隣市町ともどのように運用していくのかを現在協議しておりまして、今後は運用に向けて取り組む予定となっておりますので御理解願います。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（川島篤実） 御質問の今ホームページに登録されている3件についてですけども、それ昨年度までのあれで、今、ちょうど今年度分の最初のほう調査していて、予定なのですが、1件昨年成約されて、登録件数としては2件になっております。

また、ホームページ、ほかの観光協会とかその分の掘り起こしについては、今後、関係するホームページにリンクできるような仕組みを協議しながら、幅広く空き家情報を周知できるように、少なくとも町としては1件でも多く空き家の登載物件を増やして、一つでも多く空き家を利用してもらえるような仕組みを努力していきたいと思っておりますので、御理解のほどお願いします。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） それでは、私のほうから5点目につきまして、再答弁させていただきますと思います。

まず、コロナ禍の中で、環境がなかなか難しいということでのお話がございました。七飯町としても存じ上げているところでございます。大沼に限ってということでは、なかなか公平性を担保した中でやるということは、正直難しいと言うところでございます。町全体で取り組んでいかなければならないということでございます。

ただ、ほかの自治体の例なんかを見ますと、地

域にとって補正をすることによって公平性を保っているような事例もございますので、そういった部分は検討していく余地といたしますか、可能性があるのかなというふうに思いますので、他の自治体の事例を参考にしながら、検討していければなというふうに思います。

ただ、空き家につきまして個人の資産でございますので、町が補助金を支出するだとかそういったものというのは、なかなかハードルが高いというふうには認識をしております。慎重な検討が必要なのかなというふうに思っております。

あと、今回、アフターコロナということで、今後の移住の話では、私のほうで答弁させていただきましたが、こちらの趣旨というのが実は首都圏からの移住に関しまして、今までであれば北海道のほうの事業をしているのですけれども、補助事業がございました。首都圏に5年間住んでおられる方が、例えば七飯町のほうに引っ越しされて就業される。そういった場合は、単身であれば60万円の補助金だとかというのが出ていたのですが、今回コロナを契機にリモートワークが多くなるというところで、東京の職場にいながらも七飯のほうに住所を動かして、引き続き住まわれる方々にも補助金の制度が拡充されるような動きがございます。

そういった意味では、リモートワークが今後、広がっていくというふうな思いもございまして、そういった部分情報を把握しながら、また移住を進めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 澤出明宏議員。

○11番（澤出明宏） いろいろお答えいただきまして、ありがとうございます。

公示送達100件ということで、多いか少ないかはちょっとデータ分かりませんのであれなのですが、おっしゃるとおり、なかなか国の制度としても難しいところだと思います。徴収できないのが全国的に発生していますので、七飯町に限ったことではないと思います。多分、努力もなさって附票を取り寄せたりとかいろいろ手間もあるのだと思います。それもやっていращやるの

だと思います。

今後のところですが、この公示送達100件、送って、それで一応通達はした、到達はしているという建前なのが公示送達だと思うのですが、そこからは進まないで、国がもし何かそういったところで法律とか変更あって、今の現状だと不在者財産管理制度とかそういった制度でやるというのがあるのですけれども、どうしても費用がかなりかかるもので、代理人立てたりとかしないとならないから不備があるところですが、だんだんいろいろな方面からそういう要望とか上がってきて、国も変えていかれると思うのですよ。

そういったときに、いの一で七飯町はそういった固定資産税が取れないという状況が、なるべく少なくなるような方策をとっていただきたいと思いますので、含めて、もうこの件は了解しましたので、質問はそれ以上ではないので、頑張っていってやるのよく分かりましたので、1番、2番はそれで結構です。

3番目の取り組みという姿勢も見えましたので、これ以上のところはないのですが、やっぱり先ほど述べましたように、いろいろな各関係とのリンクの張り合いとか、お金がかからない方法はいろいろあると思います。その辺も含めてやっていただければというふうに思います。

最終的には5番なのですけれども、5番のところが一番身につまされるところでございまして、七飯町のほうは総合計画のほうでも財政関係のところ逼迫が、今後予想されるということも記載されていまして、非常に我々も心痛むところなのですけれども、例えばの話、先ほどの総合戦略の中の成功事例にも書いてあるのですけれども、ソーシャルインパクトボンドですとか、ソーシャルインパクトボンドというのは民間の活力を利用して成果主義で費用が発生して、財政を圧迫しないやり方ということで、イギリスで発生した行政の資金調達方法なのですけれども、そちらのほういろいろ研究されているから、理事者の方々も多分資料見られたこともあると思うのですけれども、例えば、空き家バンクとかこういうものに関しても、民間のそういう活力を利用して件数を増

やすとかそういう方策もありますし、これに限らずソーシャルインパクトボンドというのは、オンデマンドバスとかそういったところにも広がりが出てくるので、研究の余地はないかなというところをまずあわせてお聞きしたかったのと、それと計画の中にもありますけれども、今、大中山地域に関しては10年間の推移見ても大体1万3,000人から4,000人ぐらいの推移、七飯町本町も同じぐらいの推移、大沼がさっき申しましたけれども、2,400人から2,000人に10年間で減ってしまって、20%減なのです。

そういった形で当てはめてみると、本町地区は今度市街化区域の中でコンパクトシティ構想、多分、まちよくなっていくと思います。そういう形でなっていくと思います。大中山地区は函館に近いので、かなり大中山・大川に関しては人口は変わらないので推移するのかなと、利便性もあります。

先ほど、推進課長のほうからお話ありましたけれども、藤城もそうですね、藤城も町長、一生懸命頑張っていたいて、道の駅とかで、どんどん推進していこうという動きになっています。残るは大沼地区なのです。このところ、せめて箱物つくるとかでは無理だと思うのですけれども、空き家うまく活用していただいて今145件あるのですよ、空き家が。それは民間のものですから、動かせるのはなかなか難しいかもしれませんが、もし望むらくは政策の中でコンパクトシティ構想があって、函館のベッドタウンがあって、道の駅で新北斗とアクセスの拠点があって、もう一つが大沼という観光地、拠点ですよ。

七飯町の場合、ずっと農業と観光これダブルパワーで何十年もやってきているはずなのですが、ここ数十年ずっと大沼低迷していまして、何かどこかまでこ入れしないと、せっかく飛行機の両翼にエンジンがついているわけですよ。七飯町という観光と農業、ほかにもいろいろ頑張っている産業もあります。もちろんですけども、大きいところで言うと、その二つが上げられると思うのですよ。観光のエンジンである大沼を再度火つける意味でも、財源の安定飛行のために

も、てこ入れしていただく方策としてこの空き家対策ぜひとも、私達の仲間がほしいです。2,000人から今度本当に20%減ったら、10年後には1,600人、もっと減っていけば1,000人は間違いない。それではコミュニティーも、これ大沼だけではないですよ。もちろん。いろいろな各地区がありますけれども、含めてやっぱり平等だけではできない部分もあると思いますので、戦略の部分で先ほどもおっしゃっていただきましたけれども、てこ入れすることについて、空き家対策もう1度お答えいただければなと思ひまして、こちら、まち・ひと・しごと含めて、町長の所見お伺いできればと思うのです。

以上です。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（中宮安一） やはり地域ごとにというのも、よく分かる話です。それぞれ地域の特性ありますので、そういう意味からすれば大沼地区、私はこのアフターコロナということを見据えれば、全く収束するというのはなかなか難しい話でしょうから、そういう意味ではまた大沼の観光ということは、非常にコロナに対するリスク低いのですね、実は。

ですから、そういったことを少し生かしながら、ワーケーション、あるいは大沼で働きながら暮らしもしていくという、そういったことももっとも検討する余地というのは随分あるかというふうに思うのですね。

それともう一つ、今、観光と農業という話も出ました。そういう意味では、大沼にトマトを得意にしていたと言ったら過去形になってしまうのでしょうか、今、あまりお話聞いていませんけれども、そういった方がまだいらっしゃいますので、空き家に移住してもらってトマトをハウスでつくって、年中トマトを出荷できるようなそういうこともできないのかなということは、ちょっと私も思っているのですね、実はね。

道内でも例があるのです。まちの名前、忘れましたが、そういったことも取り入れながら産業と結びつけていく。観光ばかりでなくて、確かに観光地でやってきたまちで、大沼地区でありますけれども、そればかりではなくて、今、アプ

レという工場もありますけれども、あんな形のトマト版みたいなものをぜひできないものかなというところで、もう少し力を込めて研究してまいりたい。

ですから、それぞれの地域地域の特性というものをよく捉えながら、単発的に七飯町全体がこうだからということではなくて、各地域の特性というものをよく見極めながら、その地域に合った発展の仕方というものをしっかり見つめ直す、それがまた今回コロナから学んだことの一つなのかなと私は気がしておりますので、ぜひそういったことで大沼の活性化について考えてまいりたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 澤出明宏議員。

○11番（澤出明宏） 町長からお話をいただきまして、ありがとうございます。

ただ、ソーシャルインパクトボンドとかの研究についての点について、ちょっと答弁漏れかと思いましたが、もしいただければと思います。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） ソーシャルインパクトボンド、詳しく私は存じ上げてございませんが、そういった部分につきましても今後勉強させていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 澤出明宏議員。

○11番（澤出明宏） 今、勉強がまだまだ進んでいらないということなのですけれども、いろいろなホームページも各行政機関で出ていますし、七飯町でもやっぱり財源不足というところの解消のために、民間の活力を利用するというので、例えば前回の質問の中でも昆布館ですとか、町長も答弁なさっていらっしゃいましたけれども、昆布館の利活用とか、要はPPPとかPF Iとかといういろいろな手法が出てきてまして、行政独自だけでできる分野というのはだんだん圧迫されていくものですから、やっぱり七飯町2万8,000人抱える大きい町ですから、北海道2番目にでかい町ですので、何かそういう先鞭

をつけながらこんなことをやったのだというふう
にやっていく中でも、行政の財源を圧迫しない方
法なるべく軽減化する方法、民間に委ねる方法、
投げっぱなしでなく当然成果を求めて、それに対
する支払いをしていく方法ですから、ちょっと研
究していただければなと思いますので、含めても
う1度御答弁いただければと。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） これまでの町の事
業のスタイルだけにとらわれず、そういった新し
い仕事というか、多面的な部分でも研究させてい
ただきたいというふうに思います。

単に町が補助金を出すだとか、施設整備するに
当たり単に町が建設とかということではなくて、
民間の活力も活用した中で事業を進めることで、
町財政に極力かからない形というもので今後進め
てまいりたいというふうに思っておりますので、
御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 通告順に発言を許します。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） それでは、設問を四つ用
意させていただきました。

1問目から、政策意見提出制度（パブリック・
コメント制度）の実施状況について。

「七飯町まちづくり推進条例」第3章に制度の
趣旨として「町の基本的な政策等の立案に当た
り、町民が意見を述べる機会を保障することによ
って、町的意思決定過程における公正の確保と
透明性の向上を図り、もって町民の参画と協働に
よるまちづくりを推進する」と規定されている政
策意見提出制度、いわゆるパブリック・コメント
制度について伺いたい。

1点目、直近で実施されたパブリック・コメン
ト募集に対して、町民の意見が全く出されていな
いように見受けられるが、直近2年程度の実施内
内容及びその結果はどうなっているか。

2点目、町民の意見が出ない、あるいは少ない
理由についてどのようにとらえているか。

3点目として、パブリック・コメント募集につ
いて、周知の努力はどのようになされているの
か。

4点目として、最後です。パブリック・コメン
ト以外に幅広く町民の意見を吸い上げる方法等
について、何か新たな施策は考えられないか。

以上です。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 1点目の直近2年
程度の実施内容とその結果について御答弁申し上
げます。

令和元年度では、合計で3件のパブリック・コ
メントを実施し、14件の御意見をいただいでご
ざいます。内訳は、七飯町地域防災計画改定が1
3件の意見をいただきました。第2期七飯町子ど
も・子育て支援事業計画策定は、1件の意見でご
ざいます。第2期七飯町まち・ひと・しごと創生
総合戦略策定は、意見がございませんでした。

次に、令和2年度は、これまで合計で4件のパ
ブリック・コメントを実施し、2件の御意見をい
ただいでございます。内訳は、第5次七飯町総合
計画後期基本計画と第3次七飯町教育振興基本計
画が、それぞれ1件の御意見をいただきました。
七飯町高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業
計画、そして第6期障害者福祉計画と第2期障害
児福祉計画につきましては、意見がございません
でした。

また、七飯町立地適正化計画、そして都市計画
マスタープラン、みどりの基本計画につきましては
、現在3月25日までの期間で実施中となっ
てございます。直近2年では、地域防災計画に関
して住民の方も大変関心が高いものとなってござ
いました。

次に、2点目の出ない、少ない理由についてで
すが、令和元年度の地域防災計画のパブリック・
コメントのように、町民の方々がすぐさま直接影
響を受ける性質の計画に関しては、大変関心が高
く、多くの御意見をいただきました。そのほかの
計画で意見が出ないとあっても、全て関心が低い
ということではなく、ある程度内容に専門性があ
って、町へ託しているといったことも言えるの
ではないかと考えてございます。

3点目の周知の努力についてですが、パブリッ
ク・コメントの募集は、町の広報紙でお知らせす
るほか、町のホームページからダウンロード、役

場や出張所の窓口で備えつけさせていただいております。場所の限定性から、意見募集を実施していることが知られにくいのも課題の一つではあると思いますが、町民の目につくいろいろな場所でお知らせすることは、膨大な資料をあらかじめ印刷準備するなどもありますので、現実的に役場や出張所窓口で備えつけさせていただいているところでございます。

4点目についてですが、パブリック・コメントの制度は、それぞれあらかじめ意見をいただくための案件であって、案件がございまして、その政策立案を行う過程において、原案や関係資料を公表し、意見を求め、これらに対して提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する考え方を公表する一連の手続とされておりますが、パブリック・コメント以外で言えば、電話・お手紙・FAX・メール、役場等の各窓口、各種地域説明会など、また各種アンケートにより御意見をいただいております。

そのほか出前町長室の開催や各種計画策定や実施の際には、民間委員から各種貴重な御意見もいただいておりますので、その内容も反映しながら適切に進めているところでございます。

2点目の出ない・少ないの対応とも関係しますが、パブリック・コメントは情報量が多く、資料等の全てに目を通すのもかなりの労力であることから、単に計画案を提示し御意見をいただくだけでなく、概要版などで要点をまとめた上で情報提供できるよう、検討をしてみたいと考えておりますので御理解願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 僕がホームページ見たときには、意見なしというのが多いような感じだったのですけれども、結構出ているのだなというのがあります。

そもそも第5次七飯町総合計画の中間見直し検討にあたりまして、作成時にどんなパブリック・コメントが出されているのかを確認しようとホームページ見たのですけれども、意見なしであったような気がします。それでこのパブリック・コメント制度が、どのように運用されているのかとい

うのを確認してみようというふうに考えました。

意見なしの中には、先ほど御答弁あったとおり、計画等に満足であるという結果でもあるかもしれないし、制度自体が町民に十分理解されていないのかもしれない、その点の検証はどうなっているのかということで再質問させていただきま

す。まず、町のホームページへの掲載等の運営、ホームページを見るのが一番資料も載っているし、パブリック・コメントを対応するにはホームページだと思うのですけれども、町のホームページへの掲載の運営、公表をアップする、それと終わったので削除するというのは、所管課が行っているのか、それとも主管課の政策推進課が代表して行っているのかということと、それと町のホームページへの掲載期間等には、何かルールが設けられているのかどうか。

例えば、終わった後、半年間は載せておくとか、1年間載せておく、あるいはずっと載せておく、年度ごとにいつでも遡って見れますよというような形になっているのか、そこのところをちょっと教えていただきたいなと思います。

それと、七飯町まちづくり推進条例、平成19年10月1日制定のようですけれども、その第13条には、実施機関は前項の規定による政策等の案を公表するときには、町民等が理解しやすいようあわせて、次の各号に掲げる資料を公表するものとするがあります。

それとして四つ例が挙げておりまして、政策等の案を策定した趣旨、目的及び経緯、2点目として政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点、3点目として政策等の案を審議会等の附属機関で審議に付した場合にあっては、当該審議内容を記載した資料、前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める資料。

実際に、このような資料等の公表はされているのかどうか。自分が見た限りでは、素案として大部のものが載っているだけのような感じもするのですけれども、その辺どのように運用されているのかということでお聞きしたいと思います。

例えば、総合計画の例でいくと、100ページ近い計画案に目を通すというのは、なかなか難し

いのではないかなと思ひまして、分かりやすい説明等や検討のポイント、あるいは変更点とか、その辺のところを載せる必要があるのではないかなと思ひまして、その辺の運用のところをちょっとお聞きしたいと思ひます。

とりあえず、以上お願いいたします。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） それでは、再質問につきまして答弁させていただきたいと思ひます。

まず、ホームページのアップロードですとか、そういった部分の手の関係でございますが、その計画等を所管する課のほうで実際行ってございます。そしてその期間でございますけれども、まず、公募につきましては基本的には1か月程度というふうになってございますので、募集期間につきましては1か月を基本としてアップロードするという内容でございます。

また、パブリック・コメントの結果につきまして、その対応につきましてお知らせする期間でございますが、こちらも同様に1か月程度をお知らせするというような決まりになってございます。

次に、2点目でございます。パブリック・コメントを行う際の資料でございます。若山議員より、ホームページを拝見した際には、素案としかなかったというところでございます。基本的に計画の内容に目的ですとか、経緯ですとか、考え方を計画の中に入っていることで足り得るのかなというふうに思っておりますが、審議経過までの資料までは実際には載っていないという状況でございます。

三つ目でございます。パブリック・コメントを行う際に、例えば総合計画で100ページに及ぶということで、概要版だとかを整理すべきものではないのかということで御提案ございました。私どももその部分は反省しているところでございまして、その部分については、今後、概要版等を整理して分かりやすく町民の方々にお伝えしながら、意見をいただくよう努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 会議時間も1時間越してき

ましたので、休憩後に若山議員の再々質問から始めたいと思ひます。

11時15分再開いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

若山雅行議員の再々質問より入ります。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 先ほど、ホームページへの掲載期間というか、意見を求める期間は1か月というのは、これは大体1か月より短いのもありますけれども、1か月ぐらいなのですけれども、載せている期間も1か月ぐらいだという話したのですけれども、物によっては、僕がたまたま取ったやつはこれ何でしょうか、七飯町観光振興計画で27年6月に実施したやつで、意見なしというのが出てきたりなんかしまして、何というのですか、できれば長い間保存して、いつでも検証できるような形にさせていただけないかなというふうに思うのですけれども、ホームページの動きが遅くなるとかそういうのあるかもしれないのですけれども、そんなに早く落とさないでずっと載せておいて、どのやつにどういう意見が出てどうなのかとか、そういうのを分かるようにしていただければなと思うので、その辺についての御意見をちょっと伺わせていただきたい。

あと何というのですか、規定に違反しているわけではないのだけれども、広報に載せています、ホームページに載っています、どこどこに行けば見られますというだけで、一つのこんな例出したら怒られるかもしれないのですけれども、会社が不祥事起こしたり、破綻したりした金融機関なんかの例で社外取締役を入れるようなケースが多くなったのですけれども、実際その取締役のときには、取締役会のときには物すごい資料を出して、すぐ決断しろというような形でやって判断をさせないような、そういう悪い運用があったという例を自分の経験として知っているのですけれども、

今現在、例えば素案が100ページあって、これ見て意見をお願いしますと言われてもなかなか見ようと思うあれだとか、それを読んで意見をさらに出すというのは難しいのかなと思うので、どんな内容のもので、どういうふうなものかという簡単な1ページ物、2ページ物でそういうものを、今、検討するとちょっとと言っていましたけれども、必ずやるように、二、三枚の、2、3ページの短い計画とかであれば構わないのですけれども、基本的に20ページ、30ページになると思いますし、まして今回の長期総合計画ですか、総合計画については非常に大事な計画なのにその辺のところなくて、広報に載っている募集というのも言わせてもらえれば、味も素っ気もない、ただ募集コーナーとか何とかの人材の募集と同じような形に載っていて、書くことは書いていますよ。

七飯町の最上位計画である第5次七飯町総合計画、平成28年から令和7年は令和2年度が何とかでということと予定していて意見を書いていますけれども、そればつと見たら募集とあるのだけれども、分かりづらい感じがあって、もっと見やすい工夫だとか、そういうところをするべきではないかと。親切というか、せっかく町民から意見を求めるという形で、先ほどの質問の中でも出前町長室だとか、直接行って話を聞く、これも非常に大事な成果を上げているとは思いますが、こういうような意見を聞く機会について、広く意見を出してもらいやすい環境を検討していただきたいと思うのですけれども、そここのところで再度御答弁をいただきたいなと思います。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） それでは、まず1点目のホームページへのパブリック・コメントの後の対応の結果につきまして、1か月ということで答弁させていただいた内容について、もう少し延ばせないというような再質問かと思えます。

その部分、現実的には、町のホームページの管理の体制がまだ十分ではないということもあって、実際長く延びている、載せたままというような状況も現実としてございます。1か月で足りないということだと思いますし、後から見ても分かるようにというような内容かと思えますので、その部

分につきましては1か月で切るという理由もないものですから、その部分については前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。

また、総合計画を例にしまして相当の量があって、その中でホームページに載せるなりしてパブリック・コメントをして意見をいただくといった中で、なかなか見にくいというところで概要版を作成することを検討するというような答弁をさせていただいておりましたが、こちらのほうも前向きに進めてまいりたいというふうに思っております。早ければ来年度以降の令和3年度のパブリック・コメントからにつきましては、概要版を提示し、進めることで行っていきたいというふうに思っておりますので、内部で調整をしていきたいと思っております。

また、町広報での広報の仕方につきまして、味も素っ気もないというような話かと思えます。確かに要点のみを文字で書いてございますので、もう少し見やすさ、また親しみやすさを含めた中での広報紙を含めて、少しでも御意見をいただけるような広報の仕方というところも行ってまいりたいというふうに思っております。

また、その他の方策につきましても出前町長室をはじめ、引き続き行うことで町民の皆様からの御意見をいただきたいというふうに思っております。御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 1問目は、それで終わります。

次、行きます。それでは2問目、「令和3年度七飯町施政方針」について。

令和3年度の七飯町施政方針の内容について伺いたい。

1点目、「Ⅱ町政に臨む基本方針」の前半部分に、2020年の人口移動報告において、転入者が転出者を上回る189人の社会増と報告されましたとあるが、転入者・転出者のそれぞれの年齢構成はどうなっているか。また、続けてこれまでの多岐にわたる施策の成果と捉えとあるが、どのような施策が2年連続の社会増加につながったと考えているか。

2点目、同じく「Ⅱ町政に臨む基本方針」の中間部分に、中島地区に不織布マスク工場が立地され、新たな雇用が生まれたとあるが、企業誘致により新たに生まれた雇用の内容、雇用人数や正規・非正規の別等について伺いたい。

3点目、同じく「Ⅱ町政に臨む基本方針」の後半部分に、各種イベントや諸行事の開催費用等については、当初予算の計上を見合わせ、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、補正予算等で対応してまいりますとあるが、当初予算に計上の上、各団体に開催するための工夫を促したほうがよいのではないかと。また、その補正予算の規模等はどの程度を想定しているのか。

次のページ、4点目、次に「Ⅲ主要施策の推進について」の第1安全・便利なまちの項目で、町民が最も期待していると思われる地域公共交通に関して地域公共交通計画を作成するなど検討を重ねてまいりますとあるが、これは令和2年度の施政方針のデマンド型交通などの具体的手法の検討を行ってまいりますに比べてトーンダウンでないのか。

5点目、同じく「Ⅲ主要施策の推進について」の第2快適なまちの項目の最後に、下水道使用料の見直しについて検討してまいります。また、第6ともに歩むまちの項目に、第6次行財政改革大綱に沿って、将来にわたって持続可能な行財政基盤の構築を図るため、使用料及び手数料の見直し、公共施設の休館日の見直しや照明器具のLED化などに継続的に取り組むとあるが、使用料、手数料や休館日の見直しの内容について及び照明器具のLED化により、財政にどの程度の効果を見込んでいるのか。

6点目、同じく「Ⅲ主要施策の推進について」の第3ふれあい・安心のまちの項目の中に、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、円滑な事業体制の構築を目指しますとあるが、現時点でワクチン接種事業の進め方やその困難性等について、どのように考えているのか。

次のページお願いします。

7点目、同じく「Ⅲ主要施策の推進について」の第5活気とにぎわいのまちの項目の中に、大沼国定公園の景観や清掃等の維持管理費用につい

て、町及び地域においても応分の負担を行いとあるが、この応分の負担とはどのようなことを想定しているのか。

最後8点目、同じく「Ⅲ主要施策の推進について」の最後の第6ともに歩むまちの項目の最後に、企業版ふるさと納税へ取り組むなどがあるが、企業版ふるさと納税のこれまでの実績と今後どのように取り組んでいくのか。

以上です。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） 1点目の転入者・転出者のそれぞれの年齢構成についてでございますが、総務省が発表した人口移動報告によりますと、令和2年は転入者が1,120人、転出者は931人で、189人の社会増となっております。

その年齢構成は、15歳未満の年少人口の転入者は158名、転出者は90人で68人の増。15歳から65歳未満の生産年齢人口の転入者は816人、転出者は754人で62人の増。65歳以上の高齢者人口の転入者は146人、転出者は87人で59人の増加となっております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 私からは、1点目と4点目について答弁させていただきます。

まず、1点目の社会増についてですが、七飯町の住民基本台帳に基づく2020年、令和2年の1年間の人口移動報告において、社会増で189人となりました。前年と比較しますと、他市町から七飯町への転入者が増えている傾向ではなく、転出者が減っている状況でありますので、移住よりも定住の傾向にあります。

社会増の要因ですが、これまでの子育て支援施策や学校整備などが徐々に効果が現れてきたものと捉え、18歳まで医療費無料化や大中山小学校の建て替え、大中山多世代交流地域センターの設置などが要因と考えております。

七飯町は、函館圏域では比較的地価が安いほか、海がないということで津波の心配も少なく、災害発生や防災的な観点からも安全・安心なまちとして、新しく居住を構える事例を耳にしており

ますので、そういった要因も一つ考えられるのではないかと考えております。

次に、4点目の地域公共交通についてですが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づく法定協議会において、様々な調査、議論等を経て、七飯町に合った地域公共交通計画の作成に向けた検討を進めるという趣旨でございます。

仮に、その地域公共交通計画の中で七飯町に合った交通手段として、デマンド型交通の実施が必要ということになれば、デマンド型交通の実施について具体的な検討に入っていくものと考えており、昨年度の施政方針と比べ、トーンダウンしたものと認識しておりません。

以上です。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） 私のほうからは、2点目、3点目、7点目、8点目につきまして御答弁を申し上げたいと思います。

2点目でございますが、昨年立地した中島地区の不織布マスク工場の雇用人数は約80名で、約半数が七飯町民であり、正社員5名のうち3名が同様に七飯町民となっております。工場では、設備の拡充にあわせて必要な人材を随時募集しているところであり、雇用の促進に多大な貢献をいただいているところであります。

3点目ですが、各種イベントや諸行事の開催費用で予算計上を見合わせた商工観光課所管分の負担金、補助及び交付金は約1,700万円であります。これらについては、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、関係団体と協議・調整の上で実施や中止、また実施の場合には、その内容等を検討し、必要な予算を補正してまいりますので、よろしくお願いたします。

次に、7点目ですが、これまで大沼国定公園の管理運営は、一般社団法人自然公園財団が南大沼駐車場の利用料金によりこの事業費を賄っておりましたが、駐車場利用の低迷により収支が悪化し、令和2年度をもって撤退することとなっております。自然公園財団の撤退に関しては、七飯大沼国際観光コンベンション協会などの関係団体や地域住民や事業者などと意見交換や情報提供を

行っており、南大沼駐車場については無料としてほしいことや大沼国定公園の維持管理についても地元として、でき得限りの協力をしていきたいとの意見のほか、自然公園財団による管理がされていなかった頃のように、維持管理に対する町からの支援の要望等をいただいているところであります。

これらにつきましては、大沼国定公園の管理者である北海道に対して要望するとともに、町としても令和3年度当初予算において、公園美化清掃負担金として300万円を計上し、北海道と十分に連携し、地域とともに大沼国定公園の適切な管理運営がなされるよう努めてまいります。

最後8点目ですが、企業版ふるさと納税のこれまでの実績は、平成29年度に道の駅なないろ・ななえ活用推進事業に対する500万円の寄附が1件であります。現在、企業版ふるさと納税は寄附額の最大9割の税軽減が受けられる制度であり、第2期七飯町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく各種事業への寄附が対象となることから、これら事業を紹介し、町の施策に関心を持っていただき、寄附という形で御協力をお願いしてまいります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） 私からは、3点目、5点目について御答弁申し上げます。

まず、3点目でございます。

令和3年度の当初予算の編成につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況が不明なことから、イベント等の事業予算は補正予算対応とすることといたしました。

ただし、年度当初に開催される大沼湖畔駅伝開催負担金、東京オリンピック聖火リレー、春の公民館講座の事業費につきましては、予備費で対応するため前年度より500万円を増額し、当初予算で1,000万円の計上をさせていただきました。

なお、補正予算対応とした事務事業につきましては、商工観光課長から、観光イベント等の答弁がございましたので、私からはそれ以外の事業の答弁をさせていただきます。

コンコード町との交流事業、町民プール開設、スポーツ合宿等で12事業、約1,900万円の事業費となっておりますので、今後、各事業の着手時期までに検討を行い、開催可能なものについては補正予算として上程してまいりますので御理解願います。

また、当初予算に計上し、各団体に開催するための工夫を促すことについてでございます。補正予算した事業の中には、補助金、負担金として町以外の主催により行われる事業がございます。主催者は、事業の開催に当たりコロナ対策に万全を期し、進めなければならないのはもちろんでございますが、町としてもコロナ感染者を出さない、拡大を防ぐ責任がありますので、令和3年度はコロナウイルス感染症の状況を見極めながら、対応してまいりますので御理解願います。

次に、5点目について御答弁いたします。

まず、使用料・手数料の見直しにつきましては、受益者負担の適正化のため、定期的な見直しが必要であると考えているところでございます。ただし、見直しする時期については、コロナ禍にある状況を考慮する必要がありますので、慎重に進めてまいります。

公共施設の休館日については、条例等で定められている公共施設の休館日は、特別のことがない限り厳守すること。また、各施設の利用状況を踏まえ、新たに休館日を設定すること、冬期間に利用者数が極端に少なくなる施設は、その間の休館を検討してまいります。

また、照明器具のLED化については、町が所有する施設のうち、学校・役場庁舎・文化センターなどの施設で机上のシミュレーション計算をしており、1日8時間、年間250日の点灯時間を条件とした場合、年間2,500万円の削減が見込まれると算定しております。しかしながら、実際の施設ごとの点灯時間がまちまちであるため、効果額については今後の調査により算出する予定でございます。

なお、体育館等で使用している水銀灯については、昨年12月をもって製造中止となっております。代替できる電球はございますが、水銀灯は消費電力が大きいいため、これをLED化することで

電気料を削減できるものと考えております。

また、水銀灯以外にもナトリウムランプ、メタルハライドランプと言われるものもLED化することで、削減効果が大きいものにとらえております。しかしながら、LED化するためには灯具の交換工事が必要となることから、費用対効果も含め、今年度調査し、進めてまいります。

使用料・手数料や休館日の見直しについても今後検討してまいります。現在のところ見直しに伴う財政上の効果は算定しておりませんので御理解願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上下水道課長。

○上下水道課長（笠原泰之） それでは、5点目の下水道使用料の見直しの内容について答弁いたします。

現在、当町の下水道使用料につきましては、1か月分で基本料金で8立方メートルまでは税抜き1,000円、8立方メートルを超える1立方メートルごとに120円を加算するものとなっております。仮に20立方メートルを使用した場合2,440円となり、1立方メートル当たりの使用料単価は122円となります。

令和2年7月に国土交通省から下水道供用開始から30年以上経過し、15年以上使用料の改定を行っておらず、令和7年度以降使用料単価が150円未満の場合、社会資本整備総合交付金の新規下水道整備分の対象としない旨の事務連絡がありました。当町においても、これらの要件に該当し、また現在、一般会計からの繰入れによる財政負担も大きいことから、来年度、下水道使用料の見直しの検討を行い、早ければ令和4年度から段階的に引き上げ、令和7年度までに使用料単価を国の示す基準としたいと考えております。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） それでは、6点目の接種事業の進め方について、さきと同僚議員からの質問にお答えした内容と一部重複しますが、新型コロナウイルスワクチン接種対策本部を保健センター内に設置し、町民の接種率向上に向けた体制を構築してまいります。

接種の進め方については、町民の皆様への周

知、コールセンター設置等の外部委託、医療機関委託契約及びその調整、集団接種会場の確保など、円滑なワクチン接種の事業実施を目指してまいります。

現段階で想定している困難性については、1人2回接種ということもありまして、ワクチン供給と予約希望者数のバランスが円滑に進むかどうか不安要素としてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） ちょっと数が多いのですが、再度確認させてもらいたいなと思います。

昨年の3月定例会では一般質問がなくなったので、今回じっくり質問したいなということで2月12日に届けられて、一読してどうなのかなというところを確認させてもらいました。

まず、1点目の社会増の件ですね、これについて以前の一般質問の際に転入者に向けた特別の政策は行わない、現在の住民が満足する政策が重要だとの答弁を受けまして、今回の社会増という新聞発表、僕も見ましたが、七飯町だけが上がっているのだけれど、ありがたいというか、いいことだなと思うのですけれども、申し訳ないですけれども、これはたまたまそういう結果が出たということではないのかと。

何というのですか、きちんと社会増の分析がなされているのかと。分析されているとしたら、その強みをさらに伸ばす必要があるのではないかというふうに考えて、転入者の年齢構成を確認したのですけれども、僕は退職者が入ってきているのかなという印象を持っていました。そうしたら15歳未満もいるし、15歳から働く65歳までの人もいるし、60歳もいるということなので、一概にたまたまなのか、政策がよかったのかはちょっと判断は難しいのかなと思うのですけれども、先ほどもちょっと出てきましたけれども、七飯町の立地条件がいいとか、函館への通勤・通学が便利な上、新聞の記事、利用させてもらいます。便利な上、地価が割安とあって、町によると1年間で50戸ほどの一戸建てが新築され、地域内に学童保育クラブを備える複合施設ができたほ

かというような形で書かれておまして、こういう記事には町が頑張っているのだよとアピールするのは、いいのではないかなと思うのですけれども、こういう転入者をもっと増やすような政策をとるべきかなと思うのですけれども、先ほども言ったとおり、2018年には53人の社会減で、2年連続今増加しているということで、令和元年9月の一般質問の答弁で、町民の方々が満足することを優先し、子育て施策や福祉施策、充実した教育環境など整備することで、住んでいる方々が住み続けたいと思えるまちづくりが、結果、移住者も増えていくという考えからのものがございますということで、移住者に対する特典とかそういうものを検討したらどうかというようなことを提案させてもらったら、こういうような回答だったので、この考え方は今も変わっていないのかどうか。社会増の件については、まずその点についてお願いしたいなと思います。

それから、中島地区に不織布のマスクが建てられた企業誘致の件、2点目ですけれども、非常に雇用の数が大きいし、これからまだ募集しているということで、町に活気をもたらすというようなことなのですけれども、これは本社とか工場とか、七飯町にどの程度のものであれば、税金も七飯町に払うとか、工場だけがあるのか、その辺を確認したいのと、ここで作ったマスクはどこへ行けば買えるのだとか聞かれたりして、どうなのかなということで、町として作っているマスクの内容だとかそういうものをPRするとか、町の防災何とかで買うあれだとかそういうことで支援するとか、そういうようなことを考えていないのかどうかを通告内容とは違いますけれども、その辺の情報があれば教えていただきたいなというふうに思います。

それと、3点目の当初予算計上見合わせの件について、これはいろいろな課があるわけですが、施政方針の中では各種イベントや諸行事、広島・長崎への平和大使派遣事業と国際交流及び国内交流、大沼で開催されるイベント等、赤松街道納涼祭、七飯町物産グルメ発表会、ちびっこ雪祭りなどのイベントをコロナの収束を見ながらと

ということで考えていたようなのですけれども、質問しようと思っていたのは、去年の予算と今年の予算を見比べて落ちているというか、変わっているものを拾い上げたら、例えば東京オリンピック聖火リレー事業として去年は600万円上がっていたのですけれども、もしかしてこれもやらないのかなと、これも補正で対応するのかなと思っていたら、今、先に予備費ですか、これで対応すると。聖火リレーとかこういう大きなものを、やるかやらないか分かりませんよ、やれるかどうか。だけれども、予備費で対応するなんていうのは、ちょっといかがなものかという感じで思うというか、載っていないのは何でなのだという感じで思いました。

あと、平和事業祭として平和大使派遣事業に120万円とか、交流推進費、海外交流派遣研修事業報酬費として375万1,000円とか、商工振興費の中では七飯赤松街道納涼補助金200万円、ななえチビッコ雪まつり180万円、観光費として大沼雪祭りに921万円、あと、町内観光イベント開催補助金として350万円、対外競技参加費500万円、文化振興費として七飯町文化協会補助金200万円とか、文化講座事業費、公民館講座講師謝礼211万5,000円、スポーツ振興総務費としてトルナーレチャレンジカップの開催負担金150万円とか大沼湖畔駅伝開催負担金260万円、スポーツ振興補助金50万円、スポーツ合宿事業費230万円。

僕が、ぱっと拾ったらこのぐらい上がっていて、あと、昨日聞いたのでいくと18事業3,500万円とかいうような説明だったのですけれども、トータルですすね。やっぱりこれはきちっと、昨日も同僚議員が言っていましたけれども、載せる必要があるのではないだろうかということで、見解をもう1度お聞かせ願いたいと思います。

昨日の同僚議員も言っていましたけれども、予算の総額主義というのを言うまでもなく、保守主義の原則からすれば収入は少な目に支出は多目にということで、予算というのはきちっと可能性のあるものは全て計上、必要があるのではないかと、そのところをもう1度確認したいなと思

います。

例えば、予算書への債務負担行為等の、これは金額少なくとも翌年度以上に必要なものについてはのせていくという、そういう精神があるかなということなのですから、あとちょっと気になるのは、この予算に載せていないというのは、やるかやらないかの判断が今からできているかどうかということと、イベント関係者と協議はできているのか。

先ほど、商工観光課のほうでは協議しながら何かやるという話ししてあれなのですけれども、やれる環境になれば補正予算で対応するよと、そういう連絡はきちっととっているのかどうか。そのところと、何というのですか、議会で予算取ってもいないのに、やるやらない補正で何とかというのは、今後の行動で非常に各課はやりにくいのではないかなと思うのですけれども、その辺のところをもう1度。

金額は、確かに1億円もないのであれですけれども、暫定予算を組んでいるようなイメージを持ってしまうので、そのところをちょっと再度詳しく説明していただきたいなというふうに思います。

それと、地域公共交通の件でトーンダウンではないよと、清々と進めていきますよということでお話聞きました。ここで予算に、令和3年度予算に地域対策事業費として、七飯町地域公共交通活性化協議会負担金として680万円計上されておりますけれども、これについては令和3年度中に実証運行等をするというための費用なのかどうか、あるいはこれで十分なのかどうか。町で決めるのではなくて審議会で、法定協議会で決めていくので、今の段階でデマンドでやる何とかでやると言えないのかもしれないのですけれども、その辺のところを、そこまでいく予定であるのかどうか、あるいはこの680万円の予算の見方が違っているのであれば、その辺言ってください。

あと、お願いしたいのは、法定協議会の検討状況については、随時、ホームページ等で公表して、こういう会議がありました、こういうことを検討しました、これは保留です、これは決まりましたとか、そういうものを随時公表していただき

たい。地域公共交通については、非常に難しいテーマではあると思うのですが、町民の期待が非常に大きい。

何というのですか、過去の例からいくと、裏切られてきたというふうなことを言ったら、ちょっと言葉が過ぎるので、お叱りを受けるかもしれないのですが、そういう経緯がありますので、しっかりこういうふうに進んでいますよと、やりますよというところ。問題点はこういうことですよと、そういうところをしっかりと公表していくようにしていただきたいと思うのですが、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

次に、5点目の使用料・手数料の見直し、LED化の件ということで、これはそうすると財政の再建とかそういう意味ではなくて、第5次総合計画の基本計画施策6の3自立する自治体経営の推進にも同様の記載が載っていましたけれども、これは財政の健全化を目指す一環として手数料、LED化その他をするのか。

先ほどの説明でいくと、応分の受益者負担、定期的な見直しということで、値上げするのは非常にちょっと簡単にはしていただきたくないと思うのですが、そのところを財政健全化の一環として、そういう手数料収入を増やしていく、収入を上げるというそういうことなのか、定期的な見直しなのか、そのところをもう1度お願いしたいと思います。

何というのですか、こういうLED化なんかは環境に優しくとか、そういうようなことで進むものなのか、経費削減で。先ほど言うと、うまくいったら2,500万円ということで、そんなに大きな額ではないのかなという印象を持つのですが、抜本的な財政についてのプラスにならない。こういうものを積み上げていかなければいけないのでしょうか、抜本的な改正でないので、本来は財政の健全化であればもっと違うことをしていかないと、支出を抑えるというようなことを考えなければいけないと思うのですが、手数料とかこういうものにしわ寄せを行くのはどうなのかと思うので、その辺の考え方を聞きしたいと思います。

それと、6点目のコロナワクチンの件については、同僚議員が初日に質問して内容お聞きしております。それと、広報ななえの3月号にも1ページ充てられて、町のホームページにて随時更新・お知らせしていくとありまして、初めてやるオペレーションでありますので、これについては失敗だとか試行錯誤はしないほうがいいけれども、あつて当然なのかなと思います。ただ、情報公開、情報の共有を図れるような運営をお願いしたい。随時こうなりました、こうなっています。国のほうでも、まだはつきりしないところも多いのですが、決まった内容については町民の皆さんに速やかにお知らせをするということ、今はやっていると思いますけれども、お願いしたいなというふうに思います。

それと、あと確認なのですが、予算の中に1億1,700万円コロナワクチン接種事業として上がっていて、会計年度任用職員費用として940万円、これは何人か専門家を雇う、それとも普通の事務職のような方を雇う予定のものなのかどうか。

あと、ワクチン接種委託料7,500万円、これについては町内のお医者さんをお願いすることなのか、あるいは函館とか北斗市、近隣の市町との連携等を考えているのか。町内だけで完結できるものなのかどうか、あるいは函館からそういうお願いをするとか、その辺のところを決まっていればお願いしたいなというふうに思います。

それと、8点目の企業版ふるさと納税の件で、大変すみませんでした。僕、実績があるのを知りませんでした。平成29年に500万円という実績があるのを知りませんでしたけれども、これについても第5次総合計画の基本計画にも載っているのですが、これも財政の健全化を目指す一つの施策かと思うのですが、ホームページを見たら、七飯町企業版ふるさと納税を募集していますと載っているのですが、照会等はあるのかどうか、あつたのかどうか、どの程度あるのかどうか。あと、七飯町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた施策に関連する事業が対象になりますとなっています。

これは具体的にはどういうことなのかということと、あと、どの程度の金額を目標にとかという。ほかの市町村で先行しているところあるのですけれども、なかなか集まっていないような感じも受けるのですけれども、その辺のところをお聞かせいただければと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 正午まであと三、四分ということで、1時まで暫時休憩いたしたいと思えます。

午後からは、若山議員に対する答弁より入ります。

暫時休憩いたします。

午前 11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

若山雅行議員に対する答弁より入ります。

副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、私のほうからお答えしてまいりたいと思えますけれども、まず一つ、若山議員に申し上げたいのですけれども、質問の中に、今現在、まだ議題となっていない新年度予算の関係について、何点か御質問あったかと思えます。その点については、今の段階でお答えするのはいかがなものかというような判断をいたします。

よって、答弁は、その点については答弁を見合わせていただきたいと思ってございます。各担当からは、施政方針に沿った考え方でお答えしてまいりますということについて、御理解をお願いしたいと思ってございます。

次に、私のほうからはイベントや諸行事については、補正予算で対応させていただきたいという話の関係についてお答えしてまいりたいと思えます。

昨日、同僚議員へもお答えしておりますけれども、施政方針の作成時期だとか、新年度の予算編成の時期、その時期についてはコロナ禍高止まりの状況だと。とにかく全国各地で高止まりの状況

の中でありまして、この道南地方においても函館を中心にして高止まりの状態の中で施政方針だとか、予算編成の時期に当たっております。その段階において一番懸念いたしましたのが、開催できるのかどうかという見通しがなかなか難しいのと、ではコロナの感染状況というか、コロナの感染に対して対応をどのくらいの費用を積算していくといいでしょうか、事業費を見たらいいのだという部分については、かなり難しい面がございました。

当初予算に通常どおり載せることは可能ではありませんけれども、その際、上げた際に七飯町はこのコロナ禍において事業をやるのですかというような形のもので問い合わせが来たときに、どうしたらというような部分について、非常に懸念をいたしました。相当物議を醸し出すのではないかとこのおそれがあったということです。

そのようなことございまして、諸行事だとかイベントについては予算を、当初予算の計上から見合わせて補正のほうでしっかりした予算計上をして、議員の皆様にご理解をいただきたいという考え方で予算編成を組んだということで、御理解をお願いしたいなと思ってございます。

それともう1点、各団体との調整についてでございますけれども、十分にまだ詰まっていないところもあるかなと思っておりますが、各担当部署のほうで、それについての行事の進め方について、それぞれの担当部署で責任を持って調整しているかと思っておりますので、それについては補正予算の計上のなった段階において、また御質問だとか、御議論をいただければなと思ってございますので、よろしくお願いたします。

まだ、調整中かも分かりませんが、そのような形の中でしっかりした予算計上してまいりたいということで御理解をしていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 総務部長。

○総務部長（釣谷隆士） 答弁といたしますよりも、議長、ちょっと1点、議員に確認していただきたいことがあるのですけれども、よろしいです

か。

○議長（木下 敏） はい。

○総務部長（釣谷隆士） 先ほどの議員の発言の中に、ことごとく裏切られてきたという発言がたしかございました。地域公共交通の関係のところです。

そこの部分については、町としては誠心誠意取り組んでまいっているというふうに思っております、裏切るということが誰を、いつどのよう何の何を指しているのか、できればその辺は、そういうつもりは町はございませんので、具体的にお話いただければ御答弁のしようもあるかと思っておりますので、できればその辺お話をいただきたいというふうに存じます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 先に、今の部分だけ若山議員から再々質問になりますけれども、見解述べてもらって、それから残っている答弁するようにしますので、今、総務部長が言った部分について、誰をどのように裏切ったのかということを書いてください。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） すみません。言葉が過ぎてしまったような感じもあるかもしれません。それはおわびします。

ただ、何度も計画されていて、実現していないということを私自身がそういうふうに判断したということです。誰からどう言われたとか、そういうことではありません。ですから、実現してほしいという思いを強く言ってしまったということで、その辺については裏切られたという言葉がちょっと過ぎてしまったというのはおわび、その辺はしたいと思います。言いたかったのは、いろんな計画があって、それが実現しなかったということです。それについて、ちょっと残念な思いがあるという、そういうことでございます。

それでよろしいでしょうか。

○議長（木下 敏） それでは答弁。

政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） 私のほうからは、1点目と4点目について再質問の答弁をさせていただきたいと思っております。

まず1点目の移住に関する施策の関係とその把握の方法でございます。

まず、年代別による把握という分析というのは、なかなか難しいという状況がございまして、転入者の年齢構成を見ましても、若い方がやはり多いのかなというふうに感じております。このため、大中山小学校ですとか、そういった部分が影響しているのではなからうかというような分析をしてございました。

また、令和元年の9月で御答弁申し上げた地域の方々が、満足することをもって移住者を増やしていきたいというような答弁をさせていただきましたが、その考え方には基本的には変わらないということで、現在もそう思っているところでございます。

次に、4点目でございます。

今回、地域公共交通の部分で、新年度予算計上させていただきました。この中では、基本的には法定協議会での議論を進めるということになってございます。この中での議論を踏まえた中で、実証運行をしていくというような流れでございまして、現段階では法的協議会の協議の経費ということで捉えてございます。

続いて、法定協議会の議論の経過について、ホームページ等での公表でございますけれども、当然、こちらは公表していくという内容でございます。資料と、また審議結果をお知らせして、町民の方々も大変注視していると思っておりますので、その部分是对応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（中宮安一） 私のほうから、ちょっと補足させていただきます。

まちづくり、基本的に移住政策をするにしても、移住者のためにまちづくりをするのではないのです。今、住んでいる七飯町民のためにまちづくりをしているという、そういう私は思いでやらさせていただいております。

また、観光問題も同じです。観光客のために観光行政を進めるのではなくて、今、住んでいる人たちが、いい観光地だねと思えるようなそういう

観光地をつくっていくのが、私は基本だというふうに思っていますので、そのことはこの15年間ずっとそういう思いでやってきました。ですから、そのことはぜひ御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 税務課長。

○税務課長（広部美幸） 2点目の再質問で、税金関係にお答えいたします。

法人の設立、または設置届があった場合、法人町民税がこの法人の決算後に申告・納付となります。また、固定資産税につきましては、土地・建物については1月1日の名義人に、償却資産につきましては1月1日の所有者に課税となります。

なお、課税内容と詳細はお答えできませんので御理解願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） では私のほうから、まず2点目の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

今般のマスク工場につきましては、本社は北斗市でございます。こちらのマスク工場につきましては、建設機械向け油圧フィルターの世界最大手でございます、ヤマシンフィルタが販売するマスクのOEM生産ということになってございます。こちらの工場では、月間300万枚から400万枚程度の生産をするということになってございます。こちらのマスクにつきましては、微細粒子を遮断できる高機能タイプということでございます。

それから、こちらの購入先、販路でございますが、現在のところ道央を手始めとしまして、大手コンビニやドラックストアに販路を持つということになってございます。七飯町近辺でございましたら、大手グループのイオン系列のところで購入は可能ということで伺ってございます。

それから、8点目についてでございますが、こちらの企業版ふるさと納税につきましては、冒頭に御答弁申し上げましたとおり、平成29年度来、実績がございません。それから、問い合わせにつきましては、残念ながら現在のところないと

いうようなことでございます。

冒頭の御答弁でも申し上げましたとおり、七飯町の実施する事業を御説明申し上げて、そちらに寄附という形で御協力をいただけるように働きかけてまいりたいと考えてございます。

こちらの対象事業につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえまして、大きく四つの事業を掲載をしております。まず一つ目が、子供を安心して産み育てられる事業、具体的な事業といたしましては、子育てサポート事業などが該当いたします。次に、住み続けたいと思える生活環境を整える事業、こちらは例えば七飯町活力のあるまちづくり推進事業。3番目に、食や観光をはじめとする力強い産業と雇用の場をつくる事業、こちらは具体的な事業といたしましては道の駅エリアの活性化事業、そのほかにも観光ガイドマップの作成事業等が対象となります。最後に、七飯町らしさを生かして人を呼び込み呼び戻す事業、こちらは具体的な事業といたしましては、移住・定住の促進事業等が上げられます。

このような目的を持った事業を網羅するところが、いわゆるまち・ひと・しごと創生総合戦略でございますので、こういった事業について、ふるさと企業版の寄附をしていただくというようなものでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） 私のほうから、5点目について御答弁してまいります。

まず、手数料・使用料の見直しについてでございます。

見直しにつきましては、受給者負担の適正化から、適正化のために行財政改革として行うものでございます。ただし、北海道においても使用料等の見直しにつきましては、3年から4年の周期で見直しをしているということから、当町においても定期的な見直しをしていきたいというものでございます。

次に、照明のLED化について、抜本的な経費削減になっていないのではという御質問ございました。

私どもが行った机上のシミュレーションでは、

年間約2,500万円程度の算定結果と削減のあるのではないかとということで算定をしております。ただし、施設ごとの実態によって、そこら辺数値は落ちてくると思いますが、そこら辺については今後の調査により削減を、効果があるかどうかというのは見極めていきますが、私どもとしては効果があるものと思っております。

議員がおっしゃるような抜本的な経費の削減につながっていないというのも理解はできますけれども、現状としても多額の歳入の増加だとか、歳出の削減のめどがないというものも事実でございます。今後いろいろな観点から、行財政改革を進めてまいりますので、効果が見込めるものは実施してまいりたいというものでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） それでは、私のほうから6点目の再質問に答弁してまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種事業に関しましては、担当課といたしまして、試行錯誤を要する様々な課題やトラブル等を想定し、少しでもそのような事案が発生しないよう現在準備を進めているところではございますが、万が一、そのようなことが発生した場合には、町民の皆様に対する情報提供を図れるよう町ホームページへの情報発信や案内文書の全戸配布等により、速やかに対応させていただくということを現在考えております。

また、以下については考え方でございますけれども、ワクチン接種事業においては会計年度任用職員を登用させていただき、コールセンターで行う予約業務以外の問い合わせ、各種相談、こういふことに対応させていただくことを考えておりますけれども、保健センター内にこの事務所を設置するというのを考えておりまして、保健師のサポートもあるということから、専門性の知識を要することなく一般事務での配置ということを考えて進めてまいります。

また、医療機関に対する委託料ですが、町内外にかかわらず町民の方が、かかりつけの病院として接種された医療機関全てを対象として、委託料をお支払いするというものでございますので、そ

のような対応を行うということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） すみません。御指摘あったとおり、予算の数字について先走ってしまったところあったのは、大変申し訳ございません。昨日までの答弁の中で、数字が出てきたのもあったものですから、許されるものかと思っておられたのですけれども、その点については予算委員会の中でしっかり議論していきたいなと思っておりますので、大変失礼しました。

再々質問ということで、先ほど1点聞くのを失念してしまったのですけれども、大沼国定公園の応分の負担の件についてでございます。昨日詳しく話はあったのですけれども、僕も道との協議の中に参加してみんながばんばん発言する中で、何も言えずにいたのですけれども、北海道のゼロ回答ここまで引き出したというのは、大変御苦労だったのかなというふうに考えております。

それで、その中で出てきたあれで、大沼公園は国定公園であって、基本的には北海道の管理責任があるという考え方に基づいていろいろ交渉したり、要請していくというその考え方についてしっかり持っていていただいているのかなということと、あと、その中で出てきたキャンプ場の有料化とか、あるいは今回決まったスキームの中でのあれでもし不足が発生したような場合、その対応について今後、道とどのように協議をするのかというのを、そこまで話ついているのであればお聞きしたいなということ。

それと、先ほどありました企業版ふるさと納税についてですけれども、仕組みは分かるのですけれども、大々的に力を入れていくという表現の中でどのくらいの規模を考えているのか、全然引き合いがないということと、それと、これについては返礼品があるわけでも何でもなくて、全額控除されるわけでもないもので、よほど協力するというか、理解ある方、しかも七飯町以外の企業でないとかだめだとかいろいろなものがあるのですけれども、どのように町外の企業に働きかけていくのかということをもう少しお聞きしたかったのです

けれども、このように施政方針の中にあるものですから、そのこのところをどのように進めるのかなというのを聞きたかったので、そのこのところ、最後の質問ちょっとお願いします。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） では、まず7点目の部分に関してです。

今、御発言のありました例えば東大沼キャンプ場の有料化というお話も、地元での説明会では出てございました。これに関しましては、協議が整ったということではなくて、そういった意見が出ているという程度でお考えいただいたほうがよろしいかと思えます。

それから、現在、北海道、それから地元の皆様、それから七飯町ということで三者が、それぞれ協議・協力をして新たな形で大沼国定公園の維持・管理・運営をしていこうというようなことで、今、調整が進んでいるところでございます。

方が一、御指摘のありましたような事業費に不足を生ずる、そういったケースがないとは申し上げられません。しかしながら、この範囲内でみんな協力してやっていきたいと思いますという地元理解もございますので、そういった形に収まるように町としてはしっかりと北海道と協議をしてみたいと考えてございます。

8点目につきましてです。

御説明申し上げましたとおり、企業版ふるさと納税につきましては、対象となる事業が非常に広範囲で、分野におきましても総務部局分、それから民生部局分、そのほかにも経済部、それから教育委員会などいろいろな事業にわたるものでございます。

こういった七飯町が取り組んでいる事業に興味を持っていただく、ぜひ協力したいと思っていただけるように、この事業をそれぞれの企業に対して説明を申し上げて、賛同を得ていくというのがまず基本的な作業になろうかと思えます。

例えば、商工観光課でお付き合いのある町外の事業者、そういったところに七飯町のこういった事業ありますよというような声かけをしていく。そのほかにも何かの機会を捉えまして、私ども例えば出張先で、そういった関係事業者さんとお話

をさせていただく。こうやって地道にそれぞれの事業者さんに、七飯町の事業を知っていただいて、魅力を感じ取っていただく。そういった作業で、地道なのですけれども、そういったことで情報提供しながら、実現に向けて努力してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 2番目の質問は、これで終わります。

時間が短くなってきましたので、3問目に入ります。3問目、大沼岳陽学校の運営状況について。

昨年4月に開校した義務教育学校の大沼岳陽学校の運営状況について伺いたい。

1点目、学校の開校と新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言により、公共施設とともに学校も閉鎖されたが、児童生徒及びその家庭をどのようにケアしたかと。

2点目、大沼岳陽学校の開設準備に当たり、大沼学や英語教育等において、独自の特色のある教育を実践していきたいとのことであったが、成果は上がっているか。また、この間、特に想定していないような課題等は発生していないか。

3点目、いじめや不登校等は特に増加していないか。

4点目、スクールバスによる通学はスムーズに実施されているか。

5点目として、小学生と中学生がともに学ぶという環境について、教師側ストレス等の問題はなにか。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） それでは、1点目の新型コロナウイルス感染拡大による臨時休校時の児童生徒及びその家庭のケア状況についてでございますが、学習面といたしましては、担任教諭による学習資料や問題の配付と回収を毎週行い、学習面の不安を解消する取組を行っております。

また、体力面では、体育館やグラウンドを開放し、三密状態を避けるような運動メニューを準備しながら、心と体のケアに取り組みました。家庭

へのケアについては、学校としては子供たちのケアに取り組んでまいりましたが、学校としてできる家庭のケアにつきましては、休校明けにPTA夕べの集いを開催しまして、担任教諭の紹介や学級懇談会を行ってございます。

2点目の大沼学や英語教育など、特色のある教育実践の成果と課題についてですが、大沼学は休校やコロナ禍の影響で当初計画どおりには進まず、計画を変更しながらの大沼学1年目となりました。各学年では、学年目標を意識した活動が展開され、1月には後期課程、7年生から9年生ですが、その子供たちが大沼学発表会を開催し、前期課程の4年生から6年生も同じ発表会に参加したところ、後期課程の子供たちの発表に聞き入っておりました。これは義務教育学校ならではの活動であり、その後、開催された前期課程児童の大沼学発表会の開催方法や発表内容に大きな影響を与えております。

英語教育については、覚える英語ではなく話せる英語を目指し、工夫された授業方法で、耳で聞いたまま話す英語を展開しております。後期課程の子供たちの成果といたしましては、英検I B Aという全国で実施している試験では、学校平均ではありますが、ほとんど全ての項目で昨年の2倍の成績を収めております。

また、学校祭では、英語暗唱発表会が行われ、前期課程児童はその内容のすごさに圧倒され、保護者の皆様には大きな感動と話せる英語への期待を抱かせることとなったことなどが上げられます。

前期課程の1、2年生の英語は4人の先生のチーム・ティーチングで行われ、歌、数遊び、英語劇などを行っており、その最後の時間では保護者や地域の皆さんに授業を公開し、参観された皆さんからは称賛の声が上がったと聞いております。また、3年生から6年生は2名の先生での学習を行っており、7年生から9年生も2名の英語教師によるチーム・ティーチング授業を行っております。

課題としましては、大沼学、英語教育ともにカリキュラムの工夫・改善が常に必要であること、また、大沼学では授業が定着するまでに、あと3

年ほどかかってしまうということが上げられております。

3点目のいじめや不登校は増加していないかについてですが、いじめについては、これまで子供同士のトラブルはありますが、いじめは1度もなく、トラブルについては嫌な思い解決100%という取組を展開し、ほんのわずかな嫌な思いにもしっかり耳を傾け、その解決とアフターケアを心がけております。トラブルの発生状況は、前期課程の1、2年生に見られるものの5年生以上では、ほとんどトラブルは起こっておりません。不登校については、増加はしてございません。

4点目のスクールバスでの通学はスムーズかにつきましては、現在、スムーズな運行が行われております。

5点目の教師側のストレス等の問題については、当初は小・中一貫教育について、前期課程・後期課程の教師間でわずかな違和感があったものの、これはすぐに解消され、現在では授業の工夫や情報、意見交流が盛んに行われているようになっております。

なお、授業の取組といたしましては、前期課程の5年生の国語・社会以外と6年生の国語以外は全て教科担任制となっております。

さらには、前期課程と後期課程の教師間の乗り入れ授業が盛んに行われ、音楽・技術・家庭科・美術・体育・英語の授業で展開されてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） コロナになる前は、学校に招待されたりして文化祭だとか、卒業式だとかいろいろなものに出させていただいて、生徒や先生の顔を見てうまくいっているのかな、大丈夫かなとそういうのを判断できたのですが、第三者が全然行けなくなってしまったので、果たして大沼岳陽学校がどうなったのかなという思いでちょっと確認させていただきましたけれども、基本的には非常にうまくいっていて、特に課題等も今のところないということでございますので、安心してまた引き続き見ていきたいなと思います。

ただ、我々のほうは、大沼地区だけなのかもしれ

れないですけれども、岳陽だよりというこういうものが学校から発行されて、広報と一緒に配付されるのですけれども、その中で例えば最近のあれでいくと、開校記念式典セレモニーが行われたとか、2030プロジェクトを進めるとか、先ほど言われました大沼学の発表会についても7年生が大沼の観光について発表したとか、これは僕も聞きたいなと思うぐらいの期待できるいろいろなものがあって、順調に進んでいるのだなというふうに考えております。

それで引き続き、1年目から成果が出るのは難しいとは思いますが、今後ともしっかりフォローしていただきたいと思いますというふうに思います。どこの号でしたか、きちっと問題点というのですか、1月29日号の11号の中でも課題や問題点その後ということで、話し合い意識を一つにして取り組むというふうな形だったり、町教委と相談しながら取り組むこととか、きちっと項目に分けてその内容について報告があるので、我々は紙でしか判断できないのですけれども、こういう情報公開は非常に大事なのかなと思います。

それで思ったのは、こういうものを教育委員会のホームページに上げて、いつでも閲覧できるようなそういう形にしていれば、写真もありますし、行事予定とかたった1枚、表のもので、こういうようなこともしていれば、紙で見ればあれなのですけれども、そういうところがあればもっと広くこういうことをやっています、こうだということを知られるのかなと思うので、その辺についてちょっと検討いただけないかなというように質問させていただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） コロナ禍という状況で、学校のほうになかなか来られないという状況が続いてございますが、学校では皆さん頑張って展開をしているところでございますので、学校の取組などを学校ごとにホームページ等で開設しまして、教育委員会のほうでもバックアップしてまいりたいというふうに思っていますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 3番目はそれで終わります。

次、4点目、最後でございます。「ポストコロナにおける学校教育の在り方について」について。

保護者・地域の皆様へとして発信された「ポストコロナにおける学校教育の在り方について」で、学校行事への対応に関しても「子供たちの学びの保障に向けた取組を積極的に推進する」とあり、この大変な状況の中でも前向きな力強さを感じました。この新しく掲げられた目標等について伺いたいと思います。

1点目、この新しく掲げられた目標に関して、その狙い、今後の進め方について。

2点目として、この新しく掲げられた目標に関して、今回の令和3年度七飯町教育行政方針では、詳細には取り上げられてなかったの、その理由についてちょっとお伺いしたいなということをお願いします。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） それでは、1点目につきましては、新型コロナウイルス感染拡大によって臨時休校の長期化、卒業式における在校生や保護者の参加禁止、呼びかけや合唱禁止など、さらには子供たちが楽しみにしていた運動会、学習発表会、学校祭等の特別活動が中止や縮小となり、今まで当たり前でできたことができなくなってしまい、児童生徒の学びそのものを保障することが難しくなりました。

新型コロナウイルスの収束が見通せない状況にあって、ポストコロナ時代の教育をどう行うか、教育委員会ではキーワードをニューノーマル・レジリエンス・SDGsの三つをキーワードとし、目標を定めました。この三つのキーワードの意味するところは、ポストコロナ時代における新しい常態において、子供たちの学びを保障するため、しなやかな学校経営による持続可能な学校教育を目指すというものでありまして、具体的にはこの1年間で学んできた新型コロナウイルス感染から守るための工夫や、接触を避けながら事業活動や学校行事活動を進めるための工夫を今後の教育活

動に生かしながら発展させ、新しい発想として実践し、児童生徒の安全・安心を確保した教育活動を実現する。

さらには、それを持続するためのしなやかな教育行政を推進し、ポストコロナ時代の新しい常識や常態での教育を目指すということが狙いでございます。今後の進め方につきましては、既に校長会で教育委員会としてポストコロナ時代の考え方を示しており、各学校の校長が1年間の学校経営について作成する学校経営要項に反映していただくこととなっております。

また、各学校では、この学校経営要項を町内会代表や保護者代表などで構成するコミュニティ・スクールで提案・協議され、広く周知されることとなります。

2点目につきましては、新しく掲げた目標であるポストコロナ時代における新しい常態、ニューノーマルにおいて子供たちの学びを保障するため、しなやかな学校経営、レジリエンスによる持続可能な学校教育SDGsを目指すについては、取り上げなかったのではなく、教育行政方針の中でしっかり取り上げたと考えております。

具体的には、この目標は保護者や地域の方々に、ポストコロナの時代における七飯町の教育の在り方をインパクトがあって、かつ分かりやすく伝えるためにキャッチフレーズ的にしたものであって、それが具体的にしたものが教育行政方針であると、御理解いただければと思います。

ポストコロナ、ニューノーマルについては、本文中に記載がありますし、SDGsについては、誰1人取り残さない教育という表現や環境教育の充実、食育の推進などで、その考え方が網羅されております。このようなことから、保護者、地域の皆様に発信した目標を教育行政方針の中で、しっかりと議員の皆様方や地域の皆様方に御提示し、一緒に七飯町の子供たちのために教育行政を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 「ポストコロナにおける学校教育の在り方について」については、202

1年1月12日付で、教育委員会のホームページに新着情報として掲載されました。お問い合わせ先は、教育委員会の学校教育課となっております。

新年あけましておめでとうございますで始めて、今のような説明がありました。横文字でこういうキーワードというのは、あまり私はちょっと好きでないので、レジリエンスとかSDGsとかちょっとどうなのかなと思ったのですが、その趣旨というのは、学校行事に求められるのは、昨年のような開催か中止かという二者択一ではなくて、実施できることを前提とした柔軟な対応です。運動会とか学習発表会、卒業式なんかについて、このような積極的な取組、ただし、この状況でそんなことやるのかという批判もきっとあるのだと思います。

そういうところで、今のところこういう地域の人にも御理解いただくという話ありましたけれども、何か今のところで反応というのですか、そういうものであったのかどうか。学校側からのあれについては、先ほどの岳陽だよりの12月25日号に、基本はニューノーマル・SDGs・レジリエンスと書いています。プラス岳陽スタイルとか独特のあれにして入れています。だから、学校側で受けているのだと思います。だから、地域がこれをどう受けているかというのは、ちょっとこの状況で運動会やるのかと。だから学年ごとにやるのだよとか、こういう対策をするのだよということで、感染・クラスターへの対策が十分確保できる見込みとなったのかどうか。

いろいろな設備を入れたり、手指洗いだとか、そういうのを徹底しているのだと思うのですが、この辺については十分大丈夫だと。昨年の経験が私たちを強くしたというような思いで見えていますけれども、その辺についてももう少し大丈夫なのかどうか。

あと、SDGsというのは、国連サミットで採択されたあれなので、レジリエンスからいくとサステナブルだけでいいのかなというような感じもするのですが、この辺ちょっと、何かコメントがあれば。

それと同じよう1人1台のタブレット端末の整

備というのがあったのですけれども、このタブレット端末はコロナの影響、あるいはポストコロナにおいてもどのような活用を1番として考えているのか、その点を最後に御説明いただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 教育長。

○教育長（與田敏樹） それでは、順を追ってお答えをしたいと思います。

このコロナ禍にあって、国のある調査機関が子供たちの状態を調査した結果、約7割の子供たちがストレスを感じているという調査結果が出ています。そしてその大きな理由が、これは学校行事だけではないのですけれども、コロナによって楽しみにしていたことが、ことごとくできなくなったというのが大きな理由になっております。

そう考えると、学校行事だけではないと言いながら、振り返ると学校行事において楽しみにしていた運動会だとか、あるいは給食で友達と話しながら食べられなくなったとか、あるいは学習発表会でみんなと一緒に一つのものを成し遂げることができなくなったとかというようなことが考えられます。

であれば、今までのようなやり方で学校行事をやっていたときに、またコロナが蔓延してくれば、やるかやらないかの判断しかないと。なれば、去年、子供たちが受けたストレスをまた今年与えることになるということで、であればということなのです。うち独自の考え方ですが、文科省で言えばレベル3まで分けています。これは国の分科会の基準の四つを三つに分けていて、レベル3を半分に分けていて、その半分に分けているところまでレベル2がいつている、国の状況では。

そういうふうに言うと分かりにくいので、分科会の基準だけでいきますと、レベル3まで、レベル3の状態、要するにレベル4になると緊急事態宣言発する状態になりますので、レベル3の状態でもできる学校行事を検討してほしいと。そうしてその状態において、感染状況が悪くないのであれば、保護者を入れて見てもらいましょう。そして地域も入れて見てもらえるような状況なのであれば、そういうふうにしましょうと。

具体的には学校行事をどうするのかというふうになったときに、学校規模によっても変わりますが、例えば大きい学校であれば、6年生全体で運動会をやるということではなくて、各学年ごとに実施をすると。例えば、七重小学校であれば、運動会週間という形にして、その中で学年ごとに実施していくと、そのときに感染状況に問題がなければ、保護者にも見てもらいます。

学校行事というのは、基本的には子供たちの学習の一環であって、その活動を通して子供たちが身につけるべき内容について、しっかりとでき上がっているかどうかを確認する場であります。そうなのですけれども、結局、それは見せるほうに主眼がいつてしまってきたということで、であればこのコロナ禍にあって改めて学校行事の在り方について、学習指導要領に基づいて運動会については、何を子供たちに身につけてほしいのかということをしかりと学校ごとに確認し合って、その目的に向かって学校行事を実施しましょうと。実施するためのやり方としては、先ほど申し上げたようなやり方をすれば、レベル3の状態であってもできますよと。そのときに結果としてレベル2のレベル1の感染状況であれば、保護者の方々も地域の皆さん方も見に来てくださいというふうにすることによって、ゼロか100かの判断ではなくて、結果としては一昨年度に比べると70%ないし60%のやり方かもしれません。でもそれがやれますよという形でいくことが、子供たちのための学校行事、ストレスを与えない学校行事になるのではないかとということで、今回、こういうような考え方をとらせていただいたということで、そのことで地域に対しても何度もお話をさせていただいています。一部の地域についてはしょうがないよねというのあれば、見られなくなるのは残念だよねと、いろいろな御意見がございしますが、少なくとも地域の方々と意見が一致しているのは、子供たちのためということで意見は一致しているということでございます。

ただ、今後、もっともっと進化していくと、いろいろな御意見が地域から出てくると思います。そこはこっち側の意見を全て通すのではなくて、中心に子供たちを置きながら、どういう形がいい

のかということで少し変更する場合がありますけれども、そこは柔軟に対応していきたいというふうに思っております。

あと、レジリエンス、それからSDGsの関係ですけれども、SDGsの4番目に教育の関係が入っております。その中にいろいろな項目がありまして、先ほど申し上げた誰1人取り残さない教育というようなものもございますが、教育だけがいいですと、ESDというのがあります。エディケーション・ファ・サステイナブル・ディベロップメントというのがあります、これは日本語でいいですと、社会づくりの担い手を育む教育ということに、それがSDGsの4番目に入っている、考え方として、そうです。

ですから、SDGsという表現をさせていただいたのですけれども、ただ、このSDGsをあの文言の中に入れてしまうと、持続可能というところだけでSDGsをとられてしまう可能性があるのです、今はこの英語表現はしておりません。そういうことで、ただ、考え方としては持続可能な社会をつくるために、子供たちに対して教育を与えるという考え方でやっていますので、そういうことで御理解をいただければなというふうに思います。

ぜひ若山議員にお願いしたいのは、キャッチフレーズは、英語をぬいたキャッチフレーズは、今、教育委員会の文化センターの窓に、住民から見えるように貼ってあります。

あともう一つは、先生方に対する決意というようなことも含めて、これちょっと横文字で書いているのですけれども、ドント・ビー・アフレイド・トゥ・チェンジ、変わることを恐れるな。ウォーク・トゥワード・ザ・フューチャー・ウィズ・アニューノーマル、新しい常態の中で未来に向かって歩み出そうという、これは教育委員会と先生方が一緒になって、このニューノーマルな時代にみんな一緒になって、前向いて子供たちのために行こうよということをキャッチフレーズ的に、これは表現しました。これも貼ってあります。ぜひ今度、見に来ていただいて、その中でここだけの議論ではなくて、そういう場面においてもいろいろな御指導・御助言をいただければなと

思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、タブレットにつきましては、当然、休校時のタブレット対応もあります。あと、日常的にはタブレットを使うことによって、学びの後れ、あるいは進度に応じて、その子に応じた問題を出せるという良さがあります。

ただ、まだまだタブレットの活用について、そこまで行ききっていません。これは子供たちよりもまずは先生方が、きちりとその辺を活用できるような状態にしながら、子供たちに早急に還元して、先ほど申し上げたSDGsの中にある、誰1人取り残さない教育を実現するための道具にしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 以上で、一般質問を終わります。

日程第3

議案第9号 第5次七飯町総合計画の見直しについて

○議長（木下 敏） 日程第3 議案第9号第5次七飯町総合計画の見直しについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） それでは、議案第9号第5次七飯町総合計画の見直しについて御説明いたします。

第5次七飯町総合計画の見直しについて。

七飯町議会基本条例第9条第1項の規定に基づき、別冊のとおり議会の議決を求めるものでございます。

別冊として、第5次七飯町総合計画中間見直し版（案）を添付してございますが、107ページに及ぶことから、初めに議案関係資料の1ページ、資料1、第5次七飯町総合計画見直しの概要を御覧ください。

表の左側を御覧ください。

第5次七飯町総合計画は、平成28年度から令和7年度までの当初10か年の計画としてございますが、令和2年度に中間年を迎えたことから、

後期折り返しとして、このたび計画の見直しを行うものでございます。

この総合計画は、序論、そして基本構想、基本計画の3部で構成されております。

序論は、七飯町の位置と地勢、特性、国内の情勢などを記載しており、中段の基本構想はまちづくりの基本理念や将来像を記載しております。そして下段の基本計画は、事業内容を記載しているところでございます。

上段の序論や中段の基本構想の基本的考え方に変更はありませんが、上段の序論では、第5次七飯町総合計画の策定から5年間を経過し、デジタル化などの技術革新や新型コロナウイルスなどの新たな感染症の発生など、新たな課題が発生したことに伴いまして、アンダーラインで表記しておりますが、時代の潮流の記載を見直すこととしております。

また、国勢調査や住民アンケート調査結果の反映のため、項目中、人口・世帯などの推移、従業員・通学者、住民の意識と期待も更新することとしております。

次に、中段の基本構想では、こちらもアンダーラインで表記しておりますが、まちづくりの枠組みとして、令和元年度に策定した七飯町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンと整合性を持たせ、見直すこととしております。

下段の基本計画についてですが、安全・便利なまち～生活基盤分野から最後のともに歩むまち～行財政分野までの六つの分野の施策やビジョンについて、このたび後期基本計画として見直しを行うものでございます。

次に、表の右側でございます。

中間見直しの要因及び概要でございますが、上段の序論ですが、項目中時代の潮流につきましては、デジタル化や新型コロナウイルス、公共施設の老朽化等の内容を加え、修正しております。

項目中、人口・世帯などの推移と従業者・通学者は、国勢調査結果の内容を平成22年度調査から平成27年度調査結果として、時点修正を行うものでございます。

なお、令和2年度の国勢調査結果は、今後、国において公表されることから、現段階では計画に

反映することができませんので御理解願います。

項目中、住民の意識と期待は、令和2年度に総合計画の見直しのため住民アンケート調査を行っておりますが、そのアンケート結果を計画に反映されるため、平成26年から令和2年に時点修正を行うものでございます。

次に、中段の基本構想ですが、項目中、まちづくりの枠組みは、将来人口の予測でございますが、平成26年に策定の七飯町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンが令和元年度に改定しておりますので、通知等を引き継ぎまして、時点修正を行うものでございます。

次に、下段の後期基本計画ですが、令和7年度までの後期基本計画の計画期間ですが、もともと計画策定当初から計画期間は平成28年度から令和7年度までの10年間とし、中間年である令和2年度に社会情勢や住民ニーズなどにより計画を見直ししすとしており、このたび見直しを行うものでございます。

後期基本計画は、生活基盤分野から行財政分野までの六つの分野別は踏襲しながら、①これまで行った事業や未着手の事業などの事業内容の見直しや、②として完了事業、今後計画される新規事業の整備、③として新型コロナウイルスなど様々な社会情勢の変化に伴う対応、④町民アンケートなど得られた住民ニーズへの対応などが重要であり、これらを踏まえて主要な施策や主要な事業を見直すものでございます。

次に、別冊の第5次七飯町総合計画中間見直し版案を御覧ください。

後期基本計画部分について、若干、御説明申し上げます。

別冊の33ページでございます。

33ページには、後期基本計画の仕切りがございまして、以降が後期基本計画となっておりますが、このうち37ページと38ページにSDGs・持続可能な開発目標との関連がございまして、後期基本計画ではSDGsの17の国際目標との対応を新たに整備し、総合計画とSDGsの目標との関連づけを明記してございます。

次に、39ページから102ページまでが、基本目標1、安全・便利なまち～生活基盤分野をは

じめ六つの基本目標が30の施策別に柱立てされておりますが、この中で主要な施策が全部で162件、主要な事業は全部で120件の事業を登載した後期基本計画としております。

また、30の施策の目指す目標として、それぞれの成果指標と活動指標についての目標の方向や現状値の直近把握と令和7年度の将来目標値の再設定をしておりますので、御確認のほどお願いいたします。

提案説明は以上でございますが、後期基本計画もこれまで同様六つの基本目標である、安全・安心なまち、快適なまち、ふれあい・安心のまち、育むまち、活気とにぎわいのまち、ともに歩むまちを引き続き目指して、将来像である「さらに優しくたくましく笑顔あふれる未来をめざして」の実現に向けて進めるものでございます。

また、第5次七飯町総合計画に関する調査特別委員会報告にもあるとおり、着実な事業実施のためにも町の財政状況を十分考慮しながら執行するものでございますので、第5次七飯町総合計画の見直しについて御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

提案説明は、以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） それでは、後期の計画に関して2点ほど、確認したいことがありまして質問させていただきます。

まず一つは、前期計画と後期計画で、その中でやり残した計画、それから後期から取り組む計画と、いろいろ入り乱れて提案がされているわけですが、後期に予定されている事業としましては未達成事業を含めると、83億5,613万5,000円という事業が後期に組み込まれるわけですが、その中で全てが5年間でやるという形ではなくて、一部令和7年度以降にもずれ込む形で83億5,613万5,000円という事業が提案されております。

それで、その中で令和7年までに、実際にどこまで83億円のうちの事業が実施されるとしてお

られるのか、というのは町が示した財政推計の数字が令和3年の2月に出されております。それを出すためには、令和7年度までに事業をどこまでやるのかという数字が、はっきり確定していないと出せない数字でありまして、これでいきますと、令和7年度実質公債費比率は14.2%ということで、令和6年度よりも実質公債費比率は0.5%低くなっております。

そういうような状況の中で、本当にこの数字が83億円のうちどこまでやるということにして計算された数字なのか、それを1点目お伺いしたいと思います。

それから2点目なのですが、私、今回の一般質問で本町地域センターの建設の問題取り上げましたけれども、具体的に本町地域センターをどうするかという計画は、第5次の後期の計画の中に地域センターの件が明記されておられませんので質問したところ、町の図書館建設と一体となって進めるという形であるというような答弁がされておりました。

しかし、図書館建設の数字を見ますと、8億1,400万円という事業計画になっておりました。この8億1,400万円という数字は、基本的にもう20年も前に町が図書館建設を計画した時の図書館の建設の財源というものだったと思うわけなのです。そうしますと、図書館建設の事業費8億1,400万円という中に、地域センターの事業費が含まれていないということになります。

それともう一つは、8億1,400万円というのは、20年も前の図書館建設の建設予定金額です。今時分に同じような金額で図書館を建設というのは、まず考えられないし、考えるとしたらどういう図書館に、どれだけの予算が必要かというのを改めて検討して提示しなければならない問題だと思っております。

そうしますと、この8億1,400万円はどうかというそういう疑念が一つ発生しますし、それから図書館建設と一体となって本町地域センターの建設を考えるということで言えば、この金額は全くそれにそぐわない金額というふうに思われるわけなのです。その辺について分かるよう

に説明をお願いしたい。

○議長（木下 敏） ちょっと皆さんに申し上げます。

今回、12月の時に調査特別委員会、私以外でつくったのです。委員会報告も出ているのです。初日に。その中で、今、質問する権利はあります。皆様には。ただ、今、上野議員が言っていることが、委員会の中で出てなかったのなら、出てなくて調査ができないことを聞いているのなら私も分かるのですけれども、私も委員会を私の部屋で傍聴していましたので、そのようなことはいろいろ出ていたと思うのですよ。それから、資料的なものも、だからちょっと。

1時間も過ぎましたし、答弁に入る前に議会運営委員会開いていただいて、このようなやり方がずっと続くのであれば、3回できるからね、これでも。そうすると、私以外の特別委員会で決まったものは特別委員会で決まったもの、本会議は本会議なのだという考えで物を進めるのか、その辺、ちょっと議会運営委員会で協議してください。

暫時休憩いたします。

午後 2時05分 休憩

午後 2時42分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員長、中川委員長。

○14番（中川友規） それでは、報告いたします。

上野議員の質問について、議会運営委員会において協議した結果、第5次七飯町総合計画に関する調査特別委員会は、議長を除く議員全員で構成されていることから、上野議員には質問の取下げをしていただくことに決しました。

以上、報告いたします。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員の発言を許します。

○9番（上野武彦） 私の今回の質問に対して、議運のほうで全員の特別委員会で議論されたことなので、この場での質問は控えていただきたいと

いう決定ですので、それには従うことにいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。
これより、討論を許します。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） それでは、反対討論をさせていただきます。

先ほど、私が質問した質問内容に対して、町のほうから十分な答弁といえますか、あったら反対討論にもならなかったのかもしれませんが、ただ、ここで私の疑念がありまして、これに対する十分な対応がされる機会がなかったということです。そういった点で言えば、ここで反対討論せざるを得なくなったというふうに考えております。

先ほど、質問しましたように、後期計画の財政推計が示されておりますけれども、その財政推計の中に根拠となる後期の計画の予算、これがはっきり示された上での財政推計が得られなかったというのが1点です。

それから2点目は、先ほども言いましたけれども、本町地域センターの建設は、具体的にもう老朽化して危険建築物になっているにもかかわらず、建設計画が組み込まれていないと。総務課長の答弁の中では、図書館建設の中に組み込まれて考えられているということでしたけれども、図書館建設の費用を見ましたら8億1,400万円と。これはもう20年も前の図書館建設の計画の金額ですよ、今の時代にこういう金額でできるかどうか、これは非常に疑問があります。

それと、この中に本町地域センターの建設費が、さらに含まれているということであると、これまた全然理解ができないということがありまして、こういった疑念が晴らされない限り、反対をせざるを得ないということで反対をいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） ほかに討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。
これより、起立により採決を行います。

議案第9号第5次七飯町総合計画の見直しについて、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(木下 敏) 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第10号 七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長(木下 敏) 日程第4 議案第10号七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長(悟楼 司) それでは、議案第10号七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、提案説明を申し上げます。

議案関係資料の2ページの資料の2、条例の概要を御覧ください。

1の制定理由でございます。

公職選挙法の一部を改正する法律の施行により、選挙運動に係る公費負担の対象が市と同様のものに拡大されたことから、町の選挙における立候補環境の向上のため、この条例を制定するものでございます。

次に、2の制定内容でございます。

町議会議員選挙及び町長選挙に係る次の事項につき、供託物を没収されない場合に限り、公費負担の対象とする規定を設けます。なお、この条例に規定するもののほか施行に関し、必要な事項は選挙管理委員会が別に定めます。

(1)は、選挙運動用自動車の使用についての説明となります。表は、左から区分、公費負担の対象、公費負担の限度額を整理したものでございます。1の一般乗用旅客自動車運送事業者との契約、ハイヤー・タクシーの借上げの場合は、公

費負担の対象が選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額1日につき1台に限るとなり、公費負担の限度額は1日につき6万4,500円掛ける5日で32万2,500円でございます。

2の1の自動車の借入れ契約、レンタル、会社等からの借上げは、公費負担の対象が選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額1日につき1台に限るとなり、公費負担の限度額は1日につき1万5,800円掛ける5日で7万9,000円でございます。

2の2の燃料の供給契約は、公費負担の対象が選挙運動用自動車に供給した燃料の代金となり、公費負担の限度額は7,560円掛ける5日で3万7,800円でございます。

2の3の運転手の雇用契約は、公費負担の対象が選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額1日について1人に限るとなり、公費負担の限度額は1日につき1万2,500円掛ける5日で6万2,500円でございます。

なお、単価につきましては、公職選挙法施行令で規定している金額でございます。

表の下の米印になりますが、区分1の契約と区分2の契約は選択となり、2の1から区分2の3までは併用可能でございます。

次に、(2)は、選挙運動用ビラの作成でございます。公費負担額は作成単価と①の単価の上限となる7円51銭の少ないほうの金額と作成枚数と②の枚数の上限となる1,600枚の少ないほうの数を乗じた金額となります。

(3)は、選挙運動用ポスターの作成でございます。公費負担額は作成単価と①の単価の上限となる1,147円と少ないほうの金額と作成枚数と②の枚数の上限の90枚の少ないほうの数を乗じた金額となります。

3の施行期日でございます。

この条例は、公布の日から施行し、以後その期日を告示される選挙について適用します。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 今回の提案は、これまでにない前進した提案ということで歓迎するわけですが、この中で選挙用の自動車の借り上げという形の金額が示されておりましたけれども、これハイヤー・タクシー・レンタル会社等と書いてありますけれども、例えば個人の所有する車を借りたような形で利用した場合はどういうふうになるのか、そういう場合の想定があるのかなのか、この提案の中ではちょっと理解ができませんので、よろしくお願ひします。

○議長（木下 敏） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（倍楼 司） それではお答えしてまいります。

表を見ていただければ、（1）選挙運動用自動車の使用ということで、1についてはここに記載のとおり、一般乗用旅客自動車運送業者との契約ということで、ハイヤー・タクシーの借り上げの想定でございます。

2の1につきましては、自動車の借入れ契約ということで、レンタル会社等からの借り上げということで、個人からの借入れもこの中でできるといってございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） お諮りいたします。

ただいま議案となっております議案第10号七飯町議会議員及び七飯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、詳細な審査を要することから総務財政常任委員会に付託し、あわせて閉会中の継続審査といたしたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、総務財政常任委員会に付託し、あわせて閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第5

議案第11号 七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第5 議案第11号七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） それでは、議案第11号七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、提案説明申し上げます。

議案関係資料の3ページの資料3の条例の概要を御覧いただきたいと思ひます。

1の改正理由でございます。

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う影響により、地方税等の歳入の減額が見込まれることから、七飯町特別職の職員の給与等に関する条例に規定する町長、副町長及び教育長の令和3年6月支給の期末手当の額を減額し、町財政に寄与するため、所要の一部改正を行うものでございます。

この改正内容についてでございます。

町長等における令和3年6月の期末手当の額を10%減額するものでございます。

3の施行期日でございます。

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上、簡単雑駁ではございますが、議案第11号七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明でございます。

よろしく御審議のほどお願ひ申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

川上弘一議員。

○16番（川上弘一） 今回、提案されております条例の一部改正、あくまでも特別職の今年6月分の期末手当を10%カットするという提案でございますけれども、何で10%かというのがちょっとまだ分からないところでもあるのですが、いずれにしても特別職のカットによりまして、今後一般職員、あるいは会計年度任用職員の給料や期末勤勉手当のカットにはつながってはいかないと考えておりますけれども、その辺の御見解伺いたいと思ひます。

よろしくをお願いします。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、私のほうからお答えします。

今、私の特別職の分について10%カットするについては職員のほうに、6月の部分については、波及しないような形となっております。

以上です。

○議長（木下 敏） 川上弘一議員。

○16番（川上弘一） 今のところは、そういう考えはないという考えで私は受け止めましたけれども、大変大きな問題でございますので、今後、もしゆくゆく問題が発生しそうな場合、要するに職員の給料等に手がかかりそうな場合、ぜひとも七飯町にも労働組合とかがございますので、こちらのほうと協議をしっかりと行っていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） それではお答えしてまいります。

今の段階については、このようなことはございませんけれども、将来的な話といたしまして、こういう財政上の状況を見ながら職員の給料カットというような部分についても当然、財政計画に視野に入れる案件かと思っております。そのような事態が起きましたら、職員も生活給の部分についての関係もございまして、十分に職員労働組合、また職員個々とも協議を積み重ねて、御理解願うような形のものの姿勢で進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 川上弘一議員。

○16番（川上弘一） 終わります。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございませんか。

池田誠悦議員。

○4番（池田誠悦） ただいま同僚議員からも、これに関してのお話がありましたけれども、私としては、るる一般質問等で言っていた部分で、町の執行方針等を聞いた上で、まだまだ七飯町はこのような減額する場合ではないと。そういう部分がありまして、大体施政方針の中に19ページあたりにリーマンショックのことだとかいろいろ過

去のこと、町長が先ほども言われましたけれども、そういう部分踏まえて、やはり今、減額をするという部分ではなくて、いつも町長が言われているように絞った雑巾をさらに絞って、税金を大事に使いたいと。そういうようなものを職員みんなでもやってもらったら、税収が少なからずとも七飯町の運営は十分まだいけるのかなと。また、企業誘致、ふるさと納税だとか、いろいろ税収を仰ぐ部分もあります。

これに関しては、やはり幹部職が減給をしたということになると、同僚議員が言われたように、やはり職員たちが自分たちの給料もやがてはそうなるのかなと、危機感を感じる部分があると思います。それ以前に、やる前にもう少し指導を徹底してやってもらいたいと思います。

今回、私は、この条例改正に対して賛同、（発言する者あり）その辺で、町長のほうにももう1度聞きたいです。施政方針のほうで言われているようなことを言っている、やはり減給ということになるのでしょうか、町側のほうは、ということです。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） 大変今の部分についての御質問については、私どもからするとありがたい話かなと。金額的に言っても、そんな大きな金額ではございませんので、それについては捻出は可能かなと思っております。ただ、御理解いただきたいのは、いろいろ施政方針の中のるる質問の中にもございましたけれども、おおよそ税収についても約3億円、国からの補填1億円ほどあって、トータルで1億6,000万円か7,000万円だと思います。数字は定かではございませんが、そのくらいの税収の減になるというような形の見込みでございます。

その中において、コロナはどうのこうのではありませんが、これほどの税収減があって、今年、令和3年度だけではなくて令和4年度、2年間にわたる恐れもあるというような形、施政方針について述べさせていただいております。そういう懸念の中で少しですけども、何とかその税収の部分について、今から幾らか足しにならないかというような思いで提案させていただいたというこ

とでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 池田誠悦議員。

○4番（池田誠悦） そういう気持ちであれば、なぜ6月の期末手当10%だけなのか、長期にわたるといふのであれば、やはり長期にわたったような、条例改正ということ望まれるべきなのか。ほんの少しですけれどもという言葉ですけれども、今後、どういうふうに波及するかという、職員に対する波及がおそれるので、私はそんな考えを持っています。理事者側は、どういうふうに思っているのでしょうか。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） 今の質問について、まだ長期というような考え方もあるのではないかと、何で6月にこだわるのかというような御質問かと思っておりますけれども、まず一つは、町長の任期が来年の4月までという形で、残すところ1年ちょっとというようなことで、その前に教育長のほう任期が多分9月か10月になります。御本人おられますけれども、12月というわけにもいかない、人が代わるおそれもある。これについては定かでございますが、任期は任期の中で収めていきたい。現在3人の、特別職のいるうちというような形のもので、6月というような形で御提案させていただいたということで、御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございますか。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） それでは2点、3点になるのですか、質問させていただきます。

減額する10%の根拠は、どのように考えてなのかをお聞きしたいと思います。

それと、一般会計予算案の中の給与費明細書を見ると、前年度936万2,000円から今年度890万1,000円なので、46万1,000円ということによろしいのかどうか、そこを確認したい。

それと、町長等の期末手当を減額しなければならぬほど財政は厳しいという、そういう認識に立っているのかどうか、その辺についてお聞きし

たいと思います。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） それでは私のほうから、給与減額の影響額というところでお話ししたいと思います。

今回、特別職3人いらっしゃいますが、減額影響額としましては、先ほど若山議員おっしゃった大体47万円程度ということでございます。今回の当初予算、令和3年度の予算についてもそこを減額した中で上程する予定でございます。

私からは、以上でございます。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） お答えしてまいります。

10%の根拠ということでございますが、特段それについて10%という根拠はございません。

非常に財政上厳しいのかというようなお話でございますが、財政上は厳しいことについては、議員も御承知のことだと思います。それについて、それが削減しなければだめなのかというような部分について、先ほど同僚議員からもあったかと思っておりますけれども、そのような形のものでなくて、姿勢として税金がかなり落ち込んでいるというような部分について、多少なりとも足しにならないかというような思いで、御提案させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございますか。

田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） それでは、一、二点ちょっと質問をさせていただきたいと思っております。

私は、この条例の一部改正案、これ見たときには、非常に懲罰的な意味合いがあるのだなというふうに私は認識をいたしました。なぜかといいますと、通常、役場職員等は減給ということになれば、必ず懲罰の委員会の中できちっと整理をして、そして決定をする。そういう意味合いからすると、10%であろうが5%であろうが懲罰的、自ら非を認めて減額するという解釈をしましただけ

れども、そのとおりでいいのかどうか、まずお願いしたい。

それからもう一つには、地方税等の歳入の減額がという、こうありますけれども、歳入の減額、この場合にはどういったような、今後もこういうことあると思うのですよ。地方税等の歳入の減額、どれがどのぐらい行った場合に、いわゆる私的に言わせていただければ懲罰の対象になるのか、通常あり得ないですよ。でも自ら10%した。あるいはもう1点の観点から言えば、町財政に寄与するため、こうなると、話は懲罰の意味合いも当然強くなります。今まで行ってきたことに対する自ら10%減額するのだと、こうなりますと、先ほど副町長言いましたように、財政状況を見ながら一般職もという話には、私はなと思うのです。

当然、町財政に寄与するというのであれば、今までそれなりの懲罰の対象となるような行為をしてきた。いわゆる言い換えれば、町民に与える影響が非常に問題あった、だから減額するのだ、そういうふうには私は捉えざるを得ない。これは労組と協議をする云々だとか、あるいは先ほど副町長が言ったように、任期がどうのこうではなくて、これはやはりこれからリーダーとなっていく三役の皆さんが背負う問題だと思っている。

軽々にこういう問題を出し、これは私は慎むべきではないだろうか。だって地方税が、等が減額された場合、これはどこまで減額したら、今年は3億程度かも分かりませんが、3億になれば給与というのですか、減額の対象になるのか、あるいは何が減額になると対象になるのか。私はあくまでも懲罰的な意味合いでしかないという、そういう意味で、私は立場として言わせていただいている。

そういう意味からすれば、こういう減額ではなくて、むしろ残り任期という話出ましたけれども、一生懸命死にものぐるいで、子供のため、あるいは町民のために一生懸命、はってりもずっとも頑張っていた方がいいと思うのです。これ10%で条例を通して、本当に町民に与える影響は、はかり知れないですよ。本当に財政はどうなっているのだろうか、将来七飯町はどう

なっているのだろうか、施政方針・行政方針本当だろうか。やはりそういうことをもう1度じっくり考えながら、こういう条例はいつでも出せますから、もう1度じっくり考えて、そして正しい道を選んでもらいたいと思いますけれども、その見解をお願いします。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） ではお答えしてまいります。

最後の後半の部分については、大変ありがたい励ましの言葉というような形のもので承っておきたいなと思っています。

ただ、懲罰的などという話ございましたけれども、全く懲罰的な話というような形については念頭はございません。ただ、今回、コロナ禍においてかなりの部分というか、経済的影響、その影響が結局地方税のほうにも影響してきたと。その金額については、過去にも多分、私の記憶ではあまり例がないくらいの3億というような形のもはございます。これが令和3年度だけではなくて4年度まで、波及するような影響があるのだろうというような形を予測しているところでございます。

その辺の中で、今現在の三役の部分について、金額の話になってしまうと全然立ち行かないと思いますけれども、何とかその辺については、任期中の部分について多少でも埋め合わせできればなという思いで、提案させていただいたということで御理解をお願いしたいなと思っています。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 先ほど言ったように、まず、私の立場としては懲罰的な意味合いしかないということを理解していただきたいと思います。

それから、先ほど何回も言っていますけれども、地方税等の減額はどのぐらいまでいけば、こういう基準をしっかりとしないと、私はだめではないかと思うのですよ。場当たり的に、パフォーマンスではないのですから、これから任期があつて継続していくわけですよ。その個人が代わったとしても、その役職・立場というのは継続していくわけですから、当然、前の誰々さんはこうだった

よ、当然出てくるのですよ。これが大きい問題になるのではないかというふうに懸念しているのです。

ですから、もう1度しっかり考えた中で、こういう条例案は提出すべき。特に私の立場から言えば、目線から言えば、一般職、懲罰的なニュアンスで立場上言っているわけですから、そこら辺も十分勘案した中で考えていただきたいということを申し上げておりますので、もう1度明快な答弁をお願いします。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） 私どもの考え方としましてでございますけれども、懲罰的なものということは一切ございません。それについては平行線になろうかなと思っております。

一般の職の部分の懲罰と、自ら三役の部分についての下げ方といいましょうか、その減額というのは性質が違うのではないかというふうな解釈をしてございます。そのときは、その現三役のほうで検討していただいて、提案させていただいた。その場その場で、ある程度の基準が必要ではないかと、地方税もどのくらい落ちたらそういうふうにするべきだという基準みたいのはどうなのだというような部分については、それについては特段の部分については設定しているわけではございませんし、そのあたりの判断はしていることでございます。

ただ、今回のケースにしてはまれな形の多額の税収減というようなことがあったものですから、そこを多少なりとも埋め合わせしていきたいと、そういう思いで提案させていただいたということで御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 畑中静一議員。

○7番（畑中静一） ただいまの条例案については、やっぱり議会側も再考する必要があるなど。私、この条例案を見たとき、何でこういうことをするのだろうなど。副町長の答弁からすると、税収が減ったというので申し訳ないという気分はあるかも分からないけれども、このコロナ禍の時代に税収が増えた自治体はあるだろうか、みんな

減っていると思います。

したがいまして、先ほど私は懲罰云々ということはいいたくないけれども、逆に言うと、来年度、町長選もあるし、そういったものに町民がこれを知った場合には、何だと、パフォーマンスではないかというようなことにもなるので、暫時休憩して仲間で相談したいなと思っておりますので、休憩をお願いします。

○議長（木下 敏） 今、畑中議員から暫時休憩する前に、私も暫時休憩する予定してはいたのですが、質疑だけをまず終わって、討論、採決に入る前に休憩しようという頭でいたのですよ。だから、議事進行かけてくれて申し訳ないのだけれども、まず質疑だけ、ほかあるかで質疑まではきちっと終わらせたいと思っておりますので、ほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

それでは、畑中議員からも暫時休憩ということで暫時休憩しまして、こういうときにコロナ禍で、ここでないと全員協議会もできないもので、会派代表者会議を第1委員会室で開きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時20分 休憩

午後 3時36分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

ただいま議題となっております議案第11号七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、詳細な審査を要することから、総務財政常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、総務財政常任委員会に付託することに決定いたしました。

延 会 の 議 決

○議長（木下 敏） この際、お諮りいたしま

す。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに決定いたしました。

延 会 宣 告

○議長(木下 敏) 本日は、これをもって延会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時37分 延会